# 区民会画の進展を採る

一令和4年度区民参画現況調査報告一

令和5年7月 企画政策部·区民部

# 目 次

はじめに・		• • •	• • •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	1
調査の概要	]		• • •	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	, •	•	•	•	•	2
1 協働を	背景とした区																									•	4
グラフ1	区と協働して																										
グラフ 2	協働する段階																										
グラフ3	協働の相手に																										
資料1	区民参画が行	われている	事業	• •	• •	• •			•	•		•		•	•		•	•	•	• •	•	•	•	. 8	}		
2 審議会	等構成員・2	〉募区民	<b>5員・</b>	行政	女委!	属委	員	等の	調	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	2
グラフ4	公募区民委員																										
グラフ 5	審議会等の構	成員数内記	₹••			• •			•	•		•		•	•		•	•	•		•	•	•	• 26	3		
グラフ 6	審議会等の構	成員割合・					• •		•	•		•		•	•		•	•	•		•	•	•	• 2	7		
資料2	審議会等構成																										
資料3	公募区民委員	調査・・・				• •			•	•		•		•	•		•	•	•		•	•	•	• 32	2		
資料4	行政委嘱委員	· 区政協力	J員等	の調査	<b>奎•</b>				•	•		•		•	•		•	•	•		•	•	•	• 35	<u>5</u>		

## はじめに

本区は、「協働・協治」を自治の理念とした「文の京」自治基本条例に基づき、協働を背景とした区民参画を積極的に推進し、住民自治による新たな洗練と成熟の都市自治体の創造を目指しているところです。また、平成22年6月、従来の基本構想の理念を継承し、文京区が新たな段階に発展していくため、区民、地域活動団体 NPO 事業者等と共に行動する指針となる新たな基本構想を策定しました。この基本構想

地域活動団体、NPO、事業者等と共に行動する指針となる新たな基本構想を策定しました。この基本構想の実現に向けて、区では様々な取組により、区民参画の推進を図っております。

この度、協働を背景とした区民参画の更なる推進に資することを目的に、庁内における区民等との協働事業の状況及び審議会等構成員、公募区民委員、行政委嘱委員・区政協力員等の参画状況の調査を行い、令和4年度の区民参画の現況をまとめましたので、その結果を報告いたします。

今後も、社会福祉協議会が運営する「フミコム(中間支援施設)」との有機的な連携を図りながら、引き続き担い手の創出と育成に取り組んでまいります。また、地域活動センターを活用し、町会・自治会等の既存組織やNPO、企業等の多様な主体との幅広い連携や協働を推進する中で、様々な地域課題の解決に取り組んでまいります。

令和5年7月 企画政策部 区民部

#### 調査の概要

本調査は、令和5年3月31日を基準日としています。

#### 1 協働を背景とした区民参画に関する調査

区民と区が協働している事業の現況(事業の開始時期・事業概要・協働の相手・協働している人数)についてまとめています。

- (1) 事業開始時期は、平成25年度以前と、それ以降は1年ごとに区分けしてまとめています。
- (2) 令和4年度に実施しない事業でも、隔年実施等により継続している場合は対象としています。
- (3)類似事業が複数ある場合には、「各種大会」のようにまとめて記載している場合もあります。
- (4) ここでいう区民参画とは、区民と区が何らかの形で協働して事業を進めることを言います。
- (5) 区民参画の段階としては、「事業を計画する段階」、「事業を実施する段階」、「実施した事業を評価する段階」があります。 ア事業を計画する段階
  - 【例】各種大会の計画等。ただし、計画策定の際に設置する審議会等への区民参画については、「2 審議会等構成員、公募 区民委員、行政委嘱委員・区政協力員等の調査」において取りまとめていますので、ここでは除いています。
  - イ 事業を実施する段階
    - 【例】男女平等センターの運営、各種大会の実施等
  - ウ 実施した事業を評価する段階
    - 【例】協働先の団体との話し合い等、事業の結果や成果等の評価
- (6) 協働の相手は、大きく「個人」、「団体・コミュニティ」、「法人・その他」の3つに分けています。
  - ア個人・・・在住者、在勤者、在学者
  - イ 団体・コミュニティ・・・町会・自治会、PTA、NPO 法人・ボランティア団体、法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置 された委員及びその委員が構成員となる団体等(青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、 民生・児童委員、保護司等)
  - ウ 法人・その他・・・学校法人、その他の公益法人及び非営利法人(社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、 労働組合、商工組合等)、民間企業、その他

#### 2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

(1) 資料2「審議会等構成員調査結果」

区に設置されている行政委員会(地方自治法第180条の5)、附属機関(地方自治法第138条の4、第202条の3) 及び区長等の私的諮問機関として設置されている審議会等の構成員区分別の人数内訳についてまとめています。

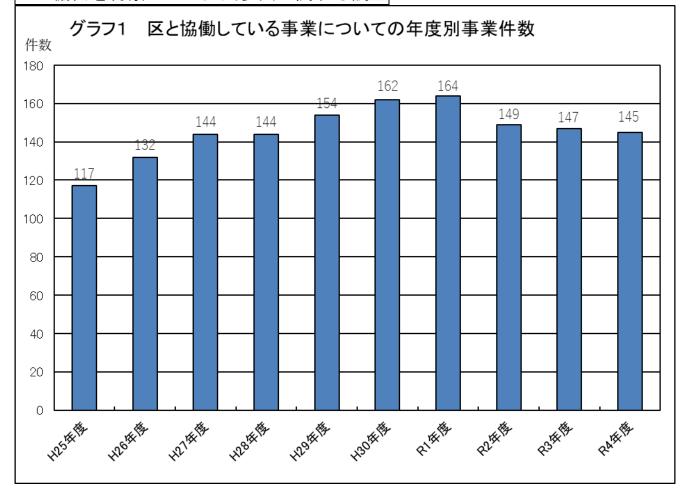
(2) 資料3「公募区民委員調査結果」

区民等から公募した構成員(「公募区民委員」)のいる審議会等における当該委員の人数、割合、応募資格、募集方法、選 考方法等についてまとめています。

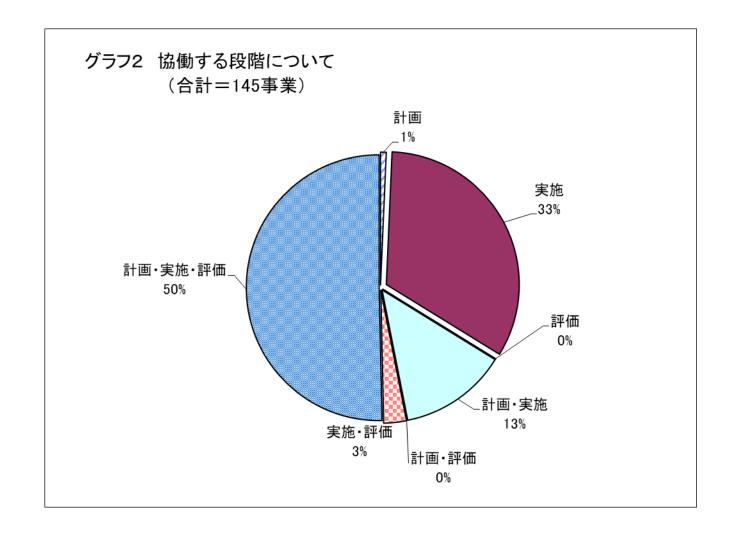
(3) 資料 4 「行政委嘱委員·区政協力員等調査結果」

法律、条例、規則、要綱等に基づいて区が委嘱した委員又は指導員、協力員、連絡員その他区政運営に協力・関与をする 区民等(「審議会等構成員調査」の審議会等委員は除きます。)を広く「行政委嘱委員・区政協力員」と捉えて、各課におけ る所管状況についてまとめています。 1 協働を背景とした区民参画に関する調査

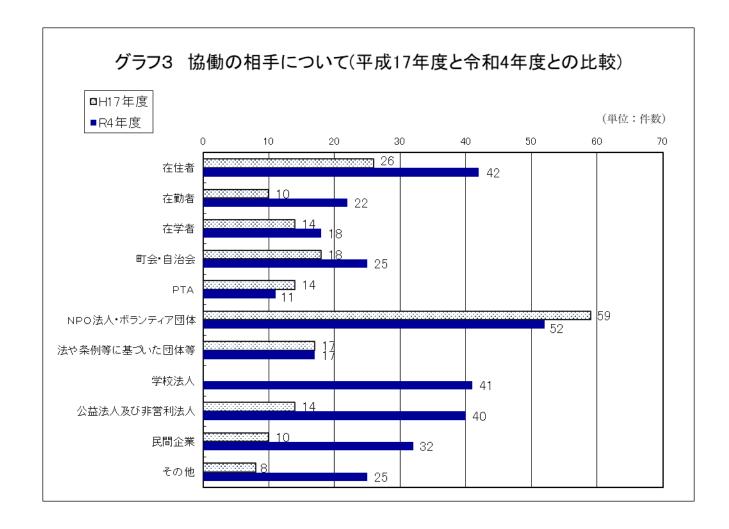
# 1 協働を背景とした区民参画に関する調査



- ◆令和4年度に協働事業として実施された事業は、145件である。
- ◆「文の京」自治基本条例の施行(平成17年4月)以降、新たに協働事業として実施しているものは、令和4年度現在76件である。



- ◆協働事業のうち「計画」の段階で協働している事業の割合は、あわせて 64%で、全体の3分の2程度の事業が、区民との協働により計画を立てている。
- ◆「実施」の段階で協働している事業の割合は、あわせて 99%に上り、協働事業のほと んどとなっている。
- ◆「評価」の段階で協働している事業の割合は、あわせて 53%で、全体の約半数である。
- ◆「計画・実施・評価」と全て の段階において協働してい る事業は、50%である。



- ◆「文の京」自治基本条例の施行時の平成17年度と比べ、協働事業の相手先団体は増加しており、中でも「在住者」「公益法人及び非営利法人」「民間企業」について大きく増加している。
- ◆令和 4 年度に区と協働している人数は延べ 13,922 人、団体数は延べ 1,970 団体である。
- ※ 数字は事業件数を表す。 複数回答であるため、グラフ1の年度別事業件数とは 一致しない。
- ※ 協働の相手「学校法人」に ついては、平成18年度から 回答区分を設けたため、平 成17年度は、件数の表示が ない。

# 資料1 区民参画が行われている事業

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

		<u> </u>	C 112	<u>`                                    </u>							•		)数字を記載している   		 の概要及び協働の現況								協信	 動の相手					協働しては	いる団体	令和4年度実績 区民課調査
						事	業開	始時	持期					• • • • •		協	働段[	皆		個人	Т	╗		ユニティ		法人		7	数■人数	, ошн.	
No.	課名	事業名	平成25年度以前	平成26年度から	l st	- Lit	i st	ьt	ŧπ	令和2年度から	ŧπ	ŧπ		説	明	事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	Ä	打会・自台会	NPO法人・ボランティア団体	が構成員となる団体等体に設置された委員及びその委員法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人	企業	(内容を「備考」欄に記入) ての他	団体数	人数	備  考
1	総務課	男女平等セン ター管理運営	1										文京区女性団体連絡 管理者として、文京区 行っている。	会(文字 男女平	女連)が平成18年度から指定 平等センターの管理・運営を	1	1	1					1						1	12	人数は、事業運営に携わる数(常任委員のみ) 文京区女性団体連絡会(61団体による 集合体)
2	総務課	文京オレンジ デーキャンペーン	,		1								ンジ色をシンボルカラ	ーに、†	暴力撤廃の国際デー」に、オレ協力団体による啓発品の配布 と通して、暴力の根絶を呼び掛	1	1						1		1	1	1	1	18	_	区内9大学、(公財) 日本バスケットボール協会、(公財) 日本サッカー協会、(株) 東京ドーム、区内警察4署、文京区女性 団体連絡会、UN Women(国連女性機 関) 日本事務所
3	総務課	カラーリボンフェ スタ	1											<b></b>	・一平等推進と人権に係るア を、協力団体による展示やトー ける。	1	1						1			1			12	-	文京区女性団体連絡会外11団体
4	総務課	男女平等参画・ダイバーシティ推進 啓発事業			1										ティ推進をテーマに、区内団体 ナー、ワークショップ、展示会を	1	1									1	1	1	5	_	・女性再就職準備セミナー(公財東京し ごと財団) ・思い出のランドセルギフト(公財ジョイセ フ) ・雇用主研修会(ハローワーク飯田橋) ・難民映画祭(NPO法人国連UNHCR協 会) ・文京SOGIにじいろ映画会(㈱アウト・ ジャパン) ・文京SOGIにじいろ講座(㈱アウト・ジャ パン) ・ピア・アクティビスト育成事業(公財ジョ イセフ)
5	総務課	国際女性デーシンポジウム			1										と記念し、女性の権利や生き くことについて考えるシンポジウ	1	1									1		1	2		UN Women (国連女性機関) 日本事務 所、公財ジョイセフ
6	職員課	文京区インターン シップ	1										心を高めることにより、	区民志 ことを目	て身近なものとし、区政への関 志向の質の高い効率的な行政 目的に、区政実務の体験実習 る。		1		1						1				7	-	R4年度は感染症対策として、受け入れ 人数及び受け入れ期間を減らして実施。 7教育機関から計10名の学生を受け入 れた。
7	危機管理 課	青色防犯パトロー ル	1										町会、募集したボラン 隊を結成し、通学時間		等により、青色防犯パトロール 夜間の巡回を行う。		1		1				1						2	_	文京安全安心パトロール隊、SYM三団体 災害連合会
8	危機管理 課	客引き行為等の 防止					1							発並び	区において、客引き行為の防止 ドに客引き行為と認められる者	1	1						1						1		湯島地区環境浄化推進委員会

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		<u> </u>	T	^_	10						<u></u> `		]	)数字を記載してし		の概要	要及び協働の3	 現況								協信	 動の相手				ti	温働してい	いる団体	一 令和4年度実績 区民課調査   
						哥	業	開始	)時	期			ŀ						協	働段隊	皆	ſ	国人	Т	団化		ユニティ		法人		工	数・人数	<b>→</b> H17'	
No.	課名	事業名	타		b   d	<del> </del>	<del>.t.</del>   1	平成29年度から	Et;	ŧπ	ŦΠ	ŧπl	令和4年度から		説	明	1		事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階		在勤者 名	町会・自治会	:	1 ' 1	が構成員となる団体等体に設置された委員及びその委員法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人	民間企業(内容を「備考」欄に記入)		団体数	人数	備 考
9	防災課	総合防災訓練	1											区、区民防災組織 り、災害発生を想力 の向上を図る。平5 回の避難所総合訓	ごして訓練 第26年度か	を行う ら、 <sup>を</sup>	うことにより、防 〒1回の防災フ	災行動力	1	1	1			1	1			1	1	1		52		【避難所総合訓練】 新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和3年度から延期した訓練を含めた6 か所で実施した。 協働団体:6協議会(22町会)、本郷消防 署、小石川消防署、富坂警察署、文京 手話会等(8団体) 【防災フェスタ】 教育の森公園・文京スポーツセンターに て関係団体を招待し、防災フェスタを実施した。 協働団体:消防(小石川・本郷)、消防団 (小石川・本郷)、警察(大塚・富坂・本富 士・駒込)、魚沼市、東京都下水道局北 部事務局等(22団体)
10	防災課	避難所運営訓練	1											区、区民防災組織 発生時の初動期に					1	1	1			1			1	1				47	505	団体数・人数は、令和4年度実績(計11 協議会が実施)
11	防災課	防災教室	1											町会、学校等の地 訓練へ協力する。	雲体験、烟	臣体験	6、消火訓練等	の自主的		1				1	1	1	1	1	1	1		-		令和4年度実績:52回
12	防災課	区民防災組織 <b>等</b> の活動助成	1										- 1	区民防災組織、P1 共同住宅等の管理 自主的な活動を行	組合等が	防災	行動力の強化	を目的に		1				1	1		1			1	1	60	-	令和4年度実績 (中高層共同住宅等防災対策費用助成 利用団体数…24団体、区民防災組織等 活動助成利用団体…36組織)
13	防災課	消防団消防操法大会	1											主催は消防団であしている。また、他のる。						1							1				1	-		R4.6.5小石川地区、R4.6.12本郷地区 例年協働団体:小石川消防署、本郷消 防署、小石川消防団、本郷消防団
14	区民課	はたちのつどいを 考える会	. 1										- 1	区内在住の新成人から、区内新成人を から、区内新成人を 設置し、成人式の公	含めた「ん	はたち	っのつどいを考		1	1	1	1										-	5	人数は、はたちのつどいを考える会委員
15	区民課	地域広報紙発行補助	1											広報紙作成事業に	ついての	補助金	金を交付する。		1	1	1			1								37		区内町会・自治会
16	区民課	地域振興活動補 助	1											地区町会連合会及域振興のための活					1	1	1			1								9		地区町会連合会
17	区民課	不忍通りふれあ い館自主運営補 助	1											不忍通りふれあい負 して地元団体へ補				営事業に対	1	1	1	1										-	17	人数は、不忍通りふれあい館運営協議 会委員の数

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		XI XII - UST	, i	<u>, —</u>				見始日			<del>- `</del>		クタ子を記載し(し 		要及び協働の現況								協働	動の相手				協働し	ている	る団体	令和4年度美績 <b>区</b> 民課調金
No.	課名	事業名	平成25年度以前	平成26年度から	平成27年度から	平成25年度から	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	令和 4 年度から		説 明	]	協事業を計画する段階	働事業を実施する段階			人	町会・自治会	P T A	N P	二が構成員となる団体等テ 体に設置された委員及びその委員ィ 法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	法をの他の公益法人及び非営利法人	民間企業 (内容を「備考」欄に記入)	数 団体数	ox T	人 数	備 考
18	区民課	Bーぐる「+ワン!」 サービス	1											引力店で料金の	数券・時差回数券・定期  割引やポイントアップ、1 。		1										1		43	_	団体数は、サービスが受けられるお店の 数
19	区民課	入園料等の割引 サービス	1										B一ぐるの一日乗車 サービスが受けられ		ことで、入園料等の割引		1									1	1		15	-	(株)東京ドーム外14団体
20	区民課	ふれあいサロン	1										区民間の交流(つた	:がり)の醸成、	プトとして、地域における NPO・ボランティア活動 NPO等と協働して開講す	1	1	1	1	1 1	1		1			1	1 1		25		その他の団体 ・医療法人社団日成会等
21	区民課	地域連携に向けた意見交換会・交流会					1						地域で活動する様	な団体等が- の意見交換会	団体、企業及び大学等、 一堂に会する場を設け、 を行うとともに、連携促進	1	1	1			1				1		1 1		-	_	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 例年協働団体:向丘地区町会連合会、 文京区社会福祉協議会外10団体
22	地域活動センター	こまじいのうち	1											員会を組織し、	会連合会と連携して、実 ボランティアを主体に「こ	1	1	1	1	1 1	1		1	1	1	1	1		12		駒込地区町会連合会、文京区社会福祉 協議会及びNPOやボランティア団体等
23	地域活動センター	談話室		1									様々な団体の協働等の居場所「談話室		員会の支援により、高齢者 いる。	1	1	1	1	1 1	1		1	1	1	1			6		沙見地区町会連合会、高齢者あんしん 相談センター、文京区社会福祉協議会 等
24	経済課	消費生活セン ター企画展	1										消費生活に係る問題 により広く発信し、配		かりやすく見やすい展示	1	1	1					1						6		文京区消費生活センター登録消費者団 体 新日本婦人の会文京支部外5団体 人数は、団体代表者数
25	経済課	文京博覧会	1												の展示、実演、体験販売や技術・活動を広く紹介	1	1									1			11	11	実行委員受託団体数 一般社団法人文京区勤労者共済会外 10団体 人数は、団体代表者数
26	経済課	消費生活推進員	1											者被害の防止	に、悪質商法の手口を伝 :」「消費生活に関する知動を行う。		1		1	1									-	13	消費生活推進員養成講座修了者
27	アカデ ミー推進 課	五大まつり	1										を行い、観光事業の	振興を図る。 じまつり・あじる	援及びPR経費等の補助 さいまつり・菊まつり・梅ま 助	1	1	1					1		1				5	215	文京さくらまつり実行委員会外4団体 人数は、実行委員数
28	アカデ ミー推進 課	朝顔・ほおずき市	1										文京朝顔・ほおずき 助を行い、観光事業 ※実行委員会への	の振興を図る	後援及びPR経費等の補 。	1	1	1					1		1				1	51	文京朝顔・ほおずき市実行委員会 人数は、実行委員数

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		<u>ж н ж н гозо</u>		<u> </u>							<u></u> `		ا ا	)数字を記載しています	<u>。</u> 事業の概要及び	 <sup>、</sup> 協働の現況								協	場働の相	手				協働して	いる団体	令和4年度実績 区民課調査   
						手	美	開始	诗	期			ŀ				協	働段	谐	1	個人	Т	<del>√</del>	団体・コ	ミュニテ	1	;	去人	^ <del>₹</del>	数·人数		
No.	課名	事業名	25 年 度	成 26 年 度	成 27 年 度	7 2 全	龙 月 8 2 手 更 月	平成19年度から	或   5   10   11   15   11	和元年度	和2年度	和3年度	和4年度		説明		事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	) }	会   -	PTANPO法人・ボランティア団体	構成員となる団体等に設置された委員及びその委	条例・要綱等に	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人	民間企業	団体数	人数	備 考
29	アカデ ミー推進 課	下町まつり	1											根津・千駄木下町まつり 補助を行い、観光事業の ※実行委員会への後援	)振興を図る。 ・補助		1	1	1					1			1				1 80	根津・汐見地区合同事業実行委員会 人数は、実行委員数
30	ミー推進	文京ふるさと歴史 館友の会文京ま ち案内	1											文京区内の案内を希望 史跡めぐり等のガイドを 文京区を訪れた人々の る。	<b>ドランティアとし</b>	て行い、区民及び	1	1	1					1							l 14	な京ふるさと歴史館友の会 人数は、ガイド等のボランティア数
31	課	国際交流フェスタ	1											外国人と区民の文化を 目的として実施する。企 実行委員会が行う。	画運営を参加団	]体により構成する	1	1	1										1		L (	国際交流フェスタ実行委員会 人数は、実行委員数
32		英語観光ガイドツ アー	1											外国人に区内の観光名 ボランティア育成講座修 る。			1	1	1	1	1										- 15	5 人数は、英語観光ガイド登録者数
33	アカデ ミー推進 課	各種大会の運営	1											区民の伝統芸能活動の 協会に委託している。ま 業については、区民から している。	た、主管できる遅	連盟・協会がない事	1	1	1										1		7 90	R4年度は、ホール改修のため吟剣詩舞 道大会、日本舞踊のつどいは中止 )文京区民謡協会 外6団体 人数は、役員数(民踊のつどいは実行委 員数)
34	アカデ ミー推進 課	文の京ミュージア ムネットワーク	1											区内の博物館、美術館 や文化資産に触れる機			1	1	1								1	1	1	38	3	6 団体数は加盟数、人数は幹事数
35	課	文京区秋の文化祭	1											区民の華道・茶道・書道 盟等の協賛で、文化祭	・絵画の活動の注開催している。	発表の場として、連	1	1	1										1	;	3 5:	文京区華道茶道連盟(会員22人) 3 文京区書道連盟(審査員·委員20人) 文京美術会(審査員数11人)
36	アカデ ミー推進 課	観光ガイド	1											観光インフォメーション ティアにより、来訪者に対				1		1											- 20	3
37		常設展示ボラン ティアガイド	1											文京ふるさと歴史館ではすための活動機会の提「常設展示ボランティアガイド」は、『 東館友の会会員が、希望 ではないる。	共と歴史館運営 jイド」を設置して を成講習を受講	の活性化のため、 ている。「常設展示 した文京ふるさと歴	1	1	1					1							-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 - 例年協働団体:文京ふるさと歴史館友の会。人数は、「常設展示ボランティアガイド」登録者数
38	アカデ ミー推進 課	区民能楽鑑賞会	1										ŀ	公益社団法人宝生会の 能楽鑑賞の機会を区民 区民の文化活動の推進	こ提供し、能楽の	の普及と発展及び	1	1	1									1			-	- 公益社団法人宝生会
39		まるキャンマー ケット						]	1					文化芸術に触れ合う機会 内の若年層及びその家 を実施する。			1	1	1									1			-	【R4年度は、実施なし】 - 例年協働団体: 定泉寺、常徳寺、十方 寺、妙清寺

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

												Ī	数字を記載しています。 事業の概要及び協働の	 現況								拔	弱働の相手					協働してい	いる団体	令和4年度実績 区民課調査
						事	業開	始時	期			ŀ		1	協	働段		-	個人	Т	<del>∏</del>		ミュニティ	Т	法人		、そ	数•人数	ФЩП	
No.	課名	事業名	平成25年度以前	成 26 年度	成 27 年度	成 28 年度	平成29年度から	成 30 年度	和元年度	和2年度	和3年度	和4年度	説明		事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階				町会	PTA	が構成員となる団体等体に設置された委員及びその法や条例・要綱等に基づいて	学校法人			の他	団体数	人数	備  考
40		森鷗外没後100 年記念事業							1				令和4年は、文京区ゆかりの文豪・森鷗外が2 100年に当たることから、森鷗外を顕彰し、 に周知を図ることを目的に、森鷗外没後1004 を実施する。	広く区内外	1	1	1										1	1	9	森鷗外没後100年記念事業実行委員会 人数は、実行委員数
41	ミー推進	文京区国内交流 自治体食材購入 費補助金							1				協定等締結自治体との間で食を通した交流を し、住民間の更なる交流促進につなげるため 営業する飲食店が、協定等締結自治体で生産 材を活用して、料理を提供した際に要した費 を補助する。	り、区内で Eされた食		1										1		16	_	団体数は、交付決定店舗数
42	アカデ ミー推進 課	I don't know(能) … No(能) problem! 〜みん なで楽しむ能プロ ジェクト〜					1						公益社団法人宝生会と連携し、日本の伝統文 能の鑑賞及び楽器等の体験の機会を区内の親 に提供し、伝統文化への理解を深めてもらう 的に事業を実施する。	見子を対象	1	1	1								1			1	_	公益社団法人宝生会
43		展望ラウンジ超観光拠点化事業				1							シビックセンター25階展望ラウンジを活用し のイベント「Sky View Lounge BAR」を実施で に、1階観光インフォメーションと連携し、2 者に対して観光情報の提供を行う。	するととも	1	1	1										1	-		【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 例年協働団体、人数:文京区観光ガイド。人数はガイド登録者数
44	アカデ ミー推進 課	夜能動画配信事 業									1		公益社団法人宝生会の有料動画配信を利用し 自宅等にいながらも宝生流の能楽を観賞でき することで、区の有する貴重な文化資源に触 を創出する。	きるように	1	1	1								1			1	_	公益社団法人宝生会
45	アカデ ミー推進 課	第20回全国藩校 サミット文京大会										1	各地域に息づいている藩校の伝統や精神を現 そうという趣旨の「全国藩校サミット」を文 催することで、区民が江戸時代の教育や文化 機会を創出するとともに、区の文化を発信す	て京区で開 とに触れる	1	1	1										1	1	18	【新規】 第20回全国藩校サミット文京大会実行委 員会 人数は、実行委員数
46	ミー推進	小倉百人一首競 技かるた名人vsク イーンドリーム マッチ										1	かるたを文京区の新たな文化資源と位置づけ たの街文京」を区内外に幅広くPRするため、 た界トップ選手である名人とクイーンによる マッチを開催する。	競技かる	1	1	1								1			1	_	【新規】 一般社団法人全日本かるた協会
47		各種教室(ファミ リーハイキング)	1										家族単位や年齢層等に対して、事業目的に沿っ を提供することにより、スポーツの振興と発展を図 内容の企画・運営をスポーツ推進委員が行って「	図る。事業	1	1	1						1					1	20	スポーツ推進委員会
48	派興硃	地域派遣事業	1										文京区スポーツ推進委員・スポーツリーダー地域 に基づき、地域におけるスポーツ愛好者のグルー体育の振興を目的とする団体から、スポーツ技術派遣申請があったときに、スポーツ推進委員又はリーダーを派遣している。	ープや社会 術指導者の はスポーツ	1	1	1						1					-	42	スポーツ推進委員(20人)及びスポーツ リーダー(22人)の人数
49	スポーツ 振興課	ニュースポーツ等 事業委託	1										ニュースポーツの技術を習得し、区民への紹介と うことを目的に、ニュースポーツ事業を行っている		1	1	1			T			1				Ī	1	20	スポーツ推進委員会
50	スポーツ	区民大会等事業 委託	1										各種区民体育大会の実施運営及び都民体育大 生涯スポーツ大会への選手派遣や、スポーツ少 営を行っている。	、会、都民	1	1	1					1						33	72	文京区体育協会(団体数は体育協会加盟団体数で、文京区テニス協会外32団体。人数は、体育協会の役員数)

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

今和4年度宝繕 区足理調本

		二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	T	<u> </u>			ه.	002	10			· <b>、</b> ·	,,,	1	字を記載しています。   事業の	 既要及び協働の現況									お魚	の相手				おほして		令和4年度実績 区民課調査 
						=	事業	開如	台時	期				$\vdash$	サネの クロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u> </u>	1.7.	働段[	比		個人	_	F.			ニティ	<u> </u>	法人	_ Z	協働して数・人数	でる回体	
No.	課名	事業名	25 年 度 以	月2/年度カ	え 6 2 年 月 カ	<b>戈フドミハ</b>	成28年度か	成29年度か	成30年度か	和元年度か	和2年度か	和3年度か	令和4年度から	口 1 手 ま	説	明	事業を計画する段階				在勤者		町会	PTA ()	NPO法人・ボラン	一が構成員となる団体等に体に設置された委員及びその委員法や条例・要綱等に基づいて自治法	学校法人		民間企業内容を「備考」欄に記入)	) <del> </del>	人数	備  考
51		スポーツ交流ひ ろば	1												業実施校18校のうち8校につ 主運営である。	いては、運営委員会による	1	1	1						1					8	9	団体数は、運営委員会数(金富小学校 3スポーツ開放運営委員会外7団体、人数 は、指導員数
52	スポーツ 振興課	プール開放	1											と学	ポーツ交流ひろば事業の一段 学校施設の有効活用を目的に する。運営委員会による自主	こ、学校プールを無料で開	1	1	1						1					-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】
53	スポーツ 振興課	少年軟式野球大会	1												年軟式野球の普及及び児童 心を高めることを目的として、 る。		1	1	1						1					1		文京区少年軟式野球連盟、人数は役員 数
54	スポーツ振興課	少年サッカー大 会	1											とと	ッカーを通して心身を鍛え、そ もに、少年サッカーの競技力 ーム相互の交流を目的に少なる。	の向上及び少年サッカー	1	1	1						1		1			2	2	協働団体:文京区少年サッカー連盟、 TOKYO UNITED FC、人数は文京区少 5年サッカー連盟の役員数及びTOKYO UNITED FC代表の人数
55		小中学生スポー ツ教室	1											をよ	代を担う子どもたちを健全に より一層振興することを目的に 」をスポーツ団体に委託し、阝	.、「小中学生スポーツ教	1	1	1						1					1		- 協働団体:文京区ローラースポーツ連盟
56	スポーツ 振興課	スポーツ団体等協働事業	1											ク東団体	、財)日本サッカー協会、(株) 東京(株)、トヨタ自動車(株) <sup>(</sup> 体と協働し、事業を行う。	等、区内外のスポーツ関係	1	1	1								1	1	1	10	)	(株) 読売巨人軍、(公財) 日本サッカー協会、(一社) CLUB LB&BRB、トヨタアルバルク東京(株)、(公財) 日本バスケットボール協会、文化シヤッター(株)、トヨタ自動車(株)、ヨネックス(株)、(株)東京ドーム、東京ヴェルディ
57	振興課	親子スポーツ 教室	1											全電ポー	ポーツを通して親子の交流 育成及びスポーツの振興を ーツ教室」をスポーツ団体	目的として、「親子ス に委託し、開催してい	1	1	1						1					1		- 協働団体:文京区ボウリング連盟
58		パブリックビューイ ング関連事業	ſ	1										サッ を行	ッカー等の国際大会等につい 行う。	ヽて、パブリックビューイング	1	1										1		1		- 協働団体: (公財)日本サッカー協会
59	スポーツ 振興課	スポ・レクひろば			]										的障害を持つ青年を対象に、 ョンの講座を開設し、スポーツ		1	1	1						1					1		NPO法人えこお H27年度に「日曜青年講座」を事業見直 しした事業
60		ぶんきょうウォー キング教室					1							の楽	どもから高齢者までの幅広い 楽しさを知り自らの健康の維持 ため、ウォーキング事業を実施	寺・増進を図るきっかけを作	1	1										1		]	. 2	0 スポーツ推進委員会
61	スポーツ 振興課	文京スポーツボラ ンティア	,		]										や地域等のスポーツ・レクリェ め、「支えるスポーツ」として、			1		1	1	1								-	- 12	1 人数は、登録者数
62		文京区社会を明 るくする運動	1											会•	を犯した人の更生と青少年の ・PTA・青少年健全育成会等 結成し、広報啓発活動、社会	関係30団体で推進委員会	1	1	1				1	1		1				30	) 16	団体数は社会を明るくする運動推進委 5 員会構成団体数。人数は事業に関わった人の概数

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		WE XELLOSS	・ (該当しているものに便宜上、11の第一事業開始時期	事業の概要及び協働の現況			協働の相手		協働している団体	一
No	課名	事業名	平		協働事業を実施する段階事業を実施する段階	在住者 名	在 町 P N が体法 学 会 T P 構にや 者 · A O 成設条	学校法人	数·人数 団体 数 数	備 考
63	高齢福祉	高齢者いきがい づくり世代間交流 事業「いきいきシ ニアの集い」	4 1	高齢者の生きがい向上と健康推進のため、2日間にわたり 開催している。運営は、文京区高齢者クラブ連合会へ事業 委託し、高齢者や学生の作品展示をしている。	1 1 1		1	1	1 41	人数は、文京区高齢者連合会の役員・ 事業部員延41人
64	高齢福祉課	文京区ハートフルネットワーク事業	[ 1	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地 或包括支援センターと関係協力機関とが相互に連携し、見 予り等の体制を確保する。	1			1 1 1	485 195	.話し合い員 .高齢者クラブ連合会 .介護相談協力薬局・薬店 .新聞販売店 .配食サービス事業者 .生活協働組合 .牛乳販電力、東京ガス .社会電前防 .文京福祉協養 .警察・消防 .文京区部会・歯科医師会 .商店街 .日本郵便株式会社 .東京都電機室 .東京都電機室 .水道局 .金融機関 .東京和生菓ンスストア ・接骨院・整骨院
65	高齢福祉課	総合福祉センター祭り	セ 地 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1	センターを利用される障がい者、高齢者、子どもたち、福祉 センター江戸川橋の利用団体、地域住民の方々をつなぐ 地域交流を目的とし、11月第1土日の2日間にわたって開 催している。 なお、平成27年度の文京総合福祉センター開設に伴い、 肯定管理者による管理運営を開始し、本祭りについても指 定管理者の指定事業として開催している。	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	18 24	団体数はセンター祭りの参加団体の数、 人数は参加ボランティアの数
66	前断怕化	「うちに帰ろう」模 擬訓練(徘徊対 応模擬訓練)	生 1 2 3 3 4 が	認知症の症状による行方不明が発生したことを想定し、発生から保護までの流れを地域の中で体験する訓練である。 当日は東京都認知症介護指導者を講師に招いて認知症の 基礎知識講座及び区内警察署の職員による行方不明事案 が生じた際の対応ポイントについてのアドバイス講座を実施 た後に、認知症の本人役への声掛け訓練を行う。	1 1 1		1		5 11	協働団体:三組町会·三組弥生会·湯島 新花町会·本富士警察·東洋大学
67		ただいま!支援 SOSメール		恩知症の症状による行方不明が発生した際に、その方の情報(特徴など)を協力者に一斉にメール配信し、迅速な発見・保護につなげることを目的とした事業。区内事業者や区民等に向け、協力者としての登録を呼び掛けている。	1	1 1	1 1 1	1 1		人数は、本事業に参加している団体(区 内事業者等)を含む。

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

今和4年度宝繕 区足理調本

	I	太日項目15030	· C is	<u> </u>	<u> </u>		<sub>ଅ</sub>	507	I — ]	丈上		. ' !,	T	数字を記載しています。	TRYD								141	ほの切て				14.50		
						事	業	開始	)時	期			ŀ	事業の概要及び協働の	· 現况	14-	H		,		_	_		働の相手 	_	N. I	1 7	協働して  数・人数	いる団体	
No.	課名	事業名	成	成26	月	ζ F	以	成月	或	和一	和	令和3年度から	和	説明		事業を計画する段階	実施する段			固人 在勤者	在学者自治会	J F	体ロース・ボランティア団体	ユが構成員となる団体等 デー体に設置された委員及びその委員 法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	法人の他の公益法人及び非営利法人	民間企業 (内容を「備考」欄に記入)	<u> </u>	人数	備  考
68		セカンドステージ サポートゼミ							1				 	区が発行する情報誌「セカンドステージ・サポー 関して、ミドル・シニア層の区民の方々が、デザッ 撮影などに関する講座を受講後、インタビューへ 成などその編集の一部に携わる。 令和4年度より 者の指定事業として実施している。	インやカメラ ページの作		1		1									-	- 1	2 ミドル・シニア層の区民12人が編集に参加
69	高齢福祉課	文の京フレイル予 防プロジェクト								1			(	「栄養(食・口腔機能)」「運動」「社会参加」の3つ目した「フレイル予防」のための取組を行うことでの延伸を図ることを目的とした事業。区民のフレターが、「フレイルチェック」の運営や、フレイル予啓発などに携わる。	、健康寿命 イルサポー	1	1	1	1									-	- 3	3 フレイルサポーター登録者数
70	前 脚 怕 仙   細	文の京介護予防 体操(地域会場の 運営)	1										7	元気な高齢者から、健康に不安を抱えている高 が、地域会場で気軽に体操を行うことにより、閉じ 支援・要介護状態になることを予防する。	齢者まで じこもりや要		1		1									-	- 8	3 文の京介護予防体操推進リーダー登録 者数
71	高齢福祉課	転倒骨折予防教室	1										-	要介護認定を受けていない高齢者に対し、専門 バランス能力を向上させる体操を指導し、転倒骨 きり状態になることを予防する。			1		1									-	- 3	0 転倒骨折予防体操ボランティア指導員 登録者数
72	高齢福祉課	介護予防展	1										I	広く区民に対して、各種介護予防教室及び文の 防体操の展示や体験などを行うことにより、介護 要性について周知啓発を図る。	)京介護予 予防の重		1		1									_	- 1	9 介護予防展従事ボランティア数
73	<b>全田</b>	心身障害者(児) 通所施設合同運 動会	1										12.	区内心身障害者(児)通所施設の利用者・保護を目的として開催している。各施設の職員から構成委員会が中心となり企画・運営を行っている。	成する実行	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1:	3 9	【R4年度実績】区以外の施設職員76人、スポーツ推進委員13人、学生6人、その他4人 9 文京区心身障害者・児通所施設合同運動会実行委員会(主催)、文京区社会福祉協議会、東京文京ライオンズクラブ、貞靜学園短期大学(協賛)
74	障害福祉 課	一歩いっぽ祭り	1										]	地域との交流を目的として保護者会が実施する。 日の運営等に区職員が参加している。 大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所で、そだ される。			1		1	1							1	-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】
75	障害福祉 課	ほんわかまつり	1										1	地域との交流を目的として保護者会が実施する。 日の運営等に区職員が参加している。	お祭りの当		1		1	1	1						1	-	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】
76		心身障害者(児) 通所施設合同ボ ウリングの集い	1										Į.	㈱東京ドームから会場や用具の無償提供等の協け、文京区社会福祉協議会を主体とし、区と区内者(児)通所施設からなる実行委員会形式で実施区は、運営補助等を行う。	内心身障害	1	1	1									1 1	(	õ	【R4年度実績】文京区心身障害者・児合 同ボウリングの集い実行委員会主催(障 7 害者施設職員4人)、東京ドーム職員1 人、社協職員2人

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		※各項目におい	T	^_										727.5	B+340 C			)概要及	び協	働の現	見況									協個	動の相手					協働して	いる	団体	令和4年度実績 区民課調査 
						ŧ	<b>事業</b>	開始	台時	期												協	働段	階	╁	個人			団体	·==:	ュニティ	Т	法人		7	数•人数			
No.	課名	事業名	成 25 年度	万 2 左 万	た 月 6 2 E 4	文 7 E E	或 28 年 度	成 29 年度	成 30 年度	和元年度	和2年度	和3年度	- 1 4 年度から				説	明				事業を計画する段階	事業を実施する段階	評  価  す			在学者	町会・自治会	P T A	NPO法人・ボランティア団体	が構成員となる団体等体に設置された委員及びその委員法や条例・要綱等に基づいて自治	校法人	その他の公益法人及び非営利法人	民間企業	(内容を「備考」欄に記入) での他	団体数		人数	備 考
77	障害福祉課	: ライオンズクラブ 招待ボウリング	1											東京中央 害者(児) は、開催	通所施設	设利用	者に。	よるボウ!					1							1							1	5	【R4年度実績】人数は東京中央ライオン ズクラブ関係者
78	障害福祉課	: 障害者インターン シップ事業	1											障害者施 とにより、「 障害者就 る。	障害者自	身の	就労意	飲の喚	起に	努める	とともに、		1										1				7	61	【R4実績】17回実施 延べ人数:障害者37人、支援員24人
79	障害福祉 課	文の京ハートフル : 工房(文京区障 害者施設商品販 売会)	1											シビックセ 施設商品 会として、 上演する。 (区内のE	を施設通 毎月1回 就労支	通所者  開催し 援及で	自らがし、年にび、障害	販売員 に数回う 害者やよ	となっランチク地域住	って販う タイム・ 住民、協	売する機 イベントを 協働団体	1	1										1				8	-	R2.2-R4.12まで規模縮小施設改修工事 に伴う区民ひろば定例即売会休止のた め、代替会場企画を実施。R5.1から例年 の開催形態を再開。 参加団体:8法人10ブース
80	障害福祉課	文の京ハートフル 工房コラボイベン ト				L								ハートフ/ チタイムィ 域連携の	ベントに	出演	するこ						1				1					1	1	1	1		_	_	【R4は休止】 過去の主なイベント: ・ハンドベル演奏会(H27-) (福)山鳥の会、Waseda/エルズ ・体感音響システム体験会(H27-) 尚美ミュージックカレッジ専門学校、パーオニア (株) ・よさこいダンス(H30-) 貞静学園短期大学サークル「爽蘭会」 ・視覚障害音楽家コンサート(H28-) 都立文京盲学校出身音楽家(個人)
81	障害福祉課	: 文の京ハートフル 工房外部出店	,			L								ハートフ/I ト、大学学 域交流す	園祭等)	(に外音	部出店	らし、施記			重携イベン 及び、地	1	1									1	1	1			5		文の京ハートフル工房 in TEISEI (貞静 学園短期大学学園祭)
82	障害福祉課	障害者余暇支援 事業「たまり 場」	1											障害者の 回、食事					加者	を対象	とに、月に1		1		1	1	1										_	-	【R4年度実績】 全9回開催 参加者計162名(職員を含む)
83	介護保険課	アクティブ介護文 京2022	1											区内の特 スセンター し、介護サ メージアッ	-長等が「 ナービス事	中心と 事業者	:なる美 の人材	ミ行委員 才確保・	会及 育成》	び区等 及び介	等が共催 護のイ	1	1										1	1			1	33	アクティブ介護実行委員会:28事業者、 33人で構成 イベント来場者:11/16(水) 483人
84		子育てフェスティ バル	1											全ての子 内で行わ 関が一堂 立つ情報	れている に会して	子育で広く区	て支援	サービ	ス等に	こついて	て、関係機		1									1	1	1		10	5		区内私立認可保育所、認証保育所、私 立幼稚園

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		<u> </u>	T 112	<u> </u>							<u> </u>		107	数字を記載しています。 事業の概要及び協働の現況									協働の	の相手				協働して	いる団体	令和4年度実績 区民課調査   
						手	耒	開始	峙見	坍					協	働段			個人	Т	[	団体•:	コミュ:	ニティ		法人		数•人数		
No.	課名	事業名	25 年 度	成 26 年 度	, 月 日 日 日 日	た 月 7 2 E 月	龙 月 8 2 手 月	平成9年度から	或 15 m	和元年度	和2年度	和3年度	和4年度	説明	事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者		町会・自治会	A ( )	PO法人・ボラン	が構成員となる団体等体に設置された委員及びその委員法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人	民間企業   内容を「備考」欄に記入)   の他	<b>一</b>	人数	備  考
85	子育て支 援課	子育で支援員研 修			1								1	区及び文社協が実施する子育てサポーター認定研修において、区が実施する子育て支援員基本研修カリキュラムの研修講師の派遣、大学施設の利用並びに研修内容及び研修に必要な教材の作成を行う。	1	1									1			1	10	学校法人貞静学園貞静学園短期大学
86	子育で支 援課	地域団体による 地域子育て支援 拠点助成事業						1					;	地域団体が地域の子育て支援の充実を図るため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を実施する「地域子育て支援拠点」を運営するに当たり、開設及び運営経費の補助を行い、支援する。	1	1	1						1			1		4	40	特定非営利活動法人居場所コム 一般社団法人まちの広場 さきちゃんち運営委員会 特定非営利活動法人オアシス
87		子ども宅食プロ ジェクト						1						子どものいる生活困窮世帯に対し、企業等から提供を受けた食材を家庭に配送するとともに、その際にリスクなどを見付けた場合には、区に報告し必要な支援につなげていく。この取組は、自治体がNPO等と協働し実施している。なお、財源については、ふるさと納税を活用し、社会貢献としてこの施策に共感し、賛同を得た個人、企業からの寄付を原資とする。		1							1				1	7		NPO法人フローレンス他6団体と文京区 がコンソーシアム(共同体)を形成して実 施
88	庭支援セ	文京区子どもお せっかい地域ネッ トワーク	•	1										子どもたちの健やかな成長のために、子どもと子育てをする 人たちを地域で見守るために構築したネットワークである。 協力団体は、日常の業務等の中で、子どもや子育て家庭 について気になる点があった場合には、子ども家庭支援セ ンターに連絡する等の協力を行う。		1							1				1	27	-	日本郵便株式会社小石川郵便局外26 団体
89	生活衛生課	動物との共生社 会支援事業	1											動物愛護週間に行われる区主催の「動物愛護週間イベント」の際、動物愛護普及啓発のため、写真展示等を行う。		1							1					1	20	動物の愛護を目的とするNPO法人「文 京動物愛護協会」 人数は協力者
90	生活解生課	飼い主のいない 猫の去勢・不妊手 術											,	飼い主の不明な猫の繁殖を抑制し、「のら猫」の増加を防ぐ ことにより、区民の生活環境を保持し、動物愛護思想の普 及を図る。		1							1					-	42	獣医師14 犬猫の正しい飼い方普及員28
91	生活衛生 課	麻薬・覚せい剤禍 撲滅キャンペーン 賛助活動	1											麻薬・覚せい剤等薬物乱用を防止するための啓発活動に 対する賛助事業	1	1	1				1	1	1	1		1		24	32	団体会員数/人数は、東京都薬物乱用 防止推進文京区地区協議会役員数
92	生活衛生課	食品衛生協会事 業補助	1											食中毒予防対策事業に対する事業補助	1	1	1									1		37	40	所属団体数/人数は、(一社)東京都食品衛生協会の下部組織である文京食品衛生協会に所属する団体数及び文京食品衛生協会の理事以上の役員数
93	生活衛生課	環境衛生協会事 業補助	1											環境衛生の向上を自主的に実施する体制づくり事業と事業 推進のために補助金による補助	1	1	1									1		7	22	人数は、環境衛生協会の常任理事以上 の役員数
94		ハッピーベジタブ ル大作戦	1											区民が野菜をより多く摂ることによって、食の面から健康になれるよう、区民ボランティア(野菜大使・クッキング応援隊) と協働し、野菜摂取につながる様々な取組をハッピーベジタブル大作戦として実施する。		1		1	1	1					1	1		15	60	ンティア(野菜大使・クッキング応援豚)の 数
95	予防対策課	・レッドリボン展	1											広く区民に対してHIV感染とエイズについての正しい知識と 理解の普及啓発を図る。	1	1	1								1		1	2	_	協力:オカモト㈱、東洋大学社会学部社 会福祉学科(オカモト㈱ゼミ参加学生) 知っておきたい感染症予防豆知識と同 時開催

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		<u> </u>	・て該当しているものに便宜上、「1」の数 ┃	事業の概要及び協働の現況			Т					拉	<u></u> 働の相手				協働して	ス団は	一
			事業開始時期	子 木 V M 女 及 O M B V 25 M	拉	動段階	+	佰	人	Т	団体		ュニティ		法人	_ <del>7</del>	数•人数	全国のこ	
No.	課名	事業名	平成 元 27 28 29 30 元 年度 から 26 27 48 度から 5 4 年度 から 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	説明	事業を計画する段階	事業を実施する段			在勤者	町会・自治会	P T A		一が構成員となる団体等「体に設置された委員及びその委員」法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	そ の 他	民間企業(内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数	備考
96	予防対策課	知っておきたい感染症予防豆知識		弦染症蔓延防止対策について、国際的な政策目標である 持続可能な開発目標に取り組むことを目的に区と事業連携 )協定を結んだアース製薬株式会社とともに、国内におけ 5感染症対策の予防啓発を目的とする。	1	1	1									1	1	l	アース製薬株式会社(共催) 外務省、厚生労働省(後援) 年2回開催、うち1回はレッドリボン展と同時開催
97	課	市街地再開発事業	要	ど朽木造建築物の防災性の向上及び区の都市計画上の 要請を実現するため、地区の権利者の意向を反映させた 方街地再開発事業を通じて、耐火建築物の建築と公共施 設等の整備を行う。【協働している団体名】春日・後楽園駅 前地区市街地再開発組合、後楽二丁目南地区市街地再 開発準備組合	1	1		1								1	2		春日·後楽園駅前地区市街地再開発組 合外1団体
98	地域整備 課	まちづくりの推進		安全・安心なまちづくりを目指すため、地域に応じたまちづりルール、地区計画の導入などを検討する。	1			1		1						1	4	58	湯島三丁目地区まちづくり協議会外3団 体
99	道路課	文の京ロード・サ ポート		地域住民等と区が、道路の美化清掃や将来の改修計画に ついて協働で取り組み、区民が愛着を持てる道路づくりを 推進する。		1	1	1	1 1	1		1		1	1	1	19	911	協定を結んでいる19団体に加盟している 人数
100	みどり公 <b>園</b> 課	公園ガーデナー	1	区立公園内等の花壇づくりを、区民及び区立小学校(2校) 上徒と協働で行う。	1	1		1	1 1							1	2	50	区立小学校2校(湯島小学校、関口台町小学校)
101	みどり公園課	公園等の区民管 理		在来、業者に委託していた区立公園等の清掃や除草など の管理を地域住民の参画で行い、公園等を良好な状態で 維持する。		1				1		1					38	435	協働している人数は曙町会公園管理外 37団体の関係者(延べ人数)
102	国际	自主管理花壇		を 増づくりに 意欲的なボランティアグループに区立公園内 等の植栽可能地を提供し、公園を美化する。	1	1		1		1		1			1		14	77	
103	みどり公 <b>園</b> 課	緑化事業サポート		区民等と協働し、緑化啓発事業である巨大スタンプラリーを 関施する。	1	1		1	1 1					1			-	9	
104	みどり公園課	草花育成事業		重や苗から花が咲いた状態まで育成し、区立施設(区立小 学校1校)で植栽する草花の一部を賄う。	1	1										1	1	_	区立小学校(関口台町小学校)
105	環境政策課	親子環境教室	1	環境問題への関心を高めることを目的とし、工作や実験等 2行いながら学ぶ体験型環境教室を小学生親子を対象に 開催する。		1						1			1		2	14	気象キャスターネットワーク 環境教育振興協会
106	環境政策課	步行喫煙等禁止 啓発事業	き 1 ジ ボ	公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例に基づ は、喫煙マナーの向上及び地域美化活動の促進のため、 ノルバー人材センターへ委託し、また、地元の町会、区民 ボランティア及び大学関係者の協力を受けて啓発活動を実 施している。		1		1	1 1	1				1	1		16		文京区シルバー人材センター 本郷二・三丁目町会、順天堂大学、外13 団体
107	環境政策 課	環境ライフ講座	</td <td>区民が、身近な生活からの視点を取り入れた環境保全に 関する知識を習得し、環境イベントにおける啓発活動に参 同することにより、地域の環境保全意識啓発活動等のサ ペーターとして実践力を身に付けるための講座を開催す あ。</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td>環境教育振興協会</td>	区民が、身近な生活からの視点を取り入れた環境保全に 関する知識を習得し、環境イベントにおける啓発活動に参 同することにより、地域の環境保全意識啓発活動等のサ ペーターとして実践力を身に付けるための講座を開催す あ。		1						1			1		1	6	環境教育振興協会

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

今和4年度宝缮 区足理調本

		<u> </u>	T	^_	<u> </u>		ره	007	<u> </u>	IX.		• • •	170	<del>0) <u>g</u></del>	数字を記載しています。 事業の概要及び協働の現況									力ほ	か相手				Т	1551	7 🗆 🗠	令和4年度実績 区民課調査
						=	非	開如	台時	期				⊢	事業の似安及い励 <b>関の</b> 境况 	<b>∔</b> ⊅	ほし よしし	tt:		<i>I</i> ⊞ I			□ <i>1</i> +				2+ 1	1_	z	協働してい 数・人数	る団体	
No.	課名	事業名	平成25年度以前	l st		ול	ᆎ	ᆎ	퍖	和	<b>₹</b> ⊓	1£	令和4年度から	πI	説明	事業を計画する段階	働事業を実施する段階			個 在勤者	在学者		P T A	NPO法人・ボ	二 が構成員となる団体等テー体に設置された委員及びその委員と法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	法をの他の公益法人及び非営利法人	民間企業(内容を「備考」欄に記入)	の他	団体数	人数	備  考
108	リサイク ル清掃課	エコ・リサイクル フェア	1											識式	資源循環型社会の構築を目指し、ごみ減量・リサイクル意 厳啓発を目的に実施している。計画段階より実行委員会形 式で各リサイクル・環境団体の発表、フリーマーケット等を 企画し、行っている。	1	1	1						1		1		1 1	1	16	16	ステージ・エコ実行委員会外15団体 人数は、実行委員代表者数
109	リサイク ル清掃課	生ごみ減量講座	1												家庭内及び地域内での生ごみの堆肥化やリサイクルへの 里解を深めるために生ごみ減量塾を開催している。		1	1						1						1	3	緑のごみ銀行 人数は、講師・講師補佐数
110	リサイク ル清掃課	ステージ・エコ	1											種	地球環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指し、各 重資源回収やフードドライブ(未利用食品の回収)、環境関 車パネル展示等を実施している。	1	1	1						1						1	13	ステージ・エコ実行委員会 人数は、実行委員数(平成20年6月1日 設立)
111	リサイク ル清掃課	エコ先生の特別授業	1												リサイクル、環境保全に関する各分野の有識者が、申請者 の元へ出張し、身近なエコや3Rに関する講座を実施している。		1		1	1				1		1		1		10	10	人数は「エコ先生の特別授業」講座一覧 中の個人・団体登録者数
112	リサイク ル清掃課	団体育成自主講座	1											上 体	盾環型社会形成に向けて、3R活動に対する区民の意識向 上及び3R推進・啓発団体の育成支援を図るため、区民団 本リサイクルイン文京との協働により、バス見学会や公開講 室を実施している。	1	1	1	1					1						1	33	リサイクルイン文京 人数は、会員数
113	リサイク ル清掃課	リサイクル推進協 力店	1											政れ減	環境に負荷の少ない社会の形成に向け、区民・事業者・行 改が一体となり、ごみの発生抑制と資源の有効活用がなさ れるよう、ごみの減量化,リサイクルの推進及び食品ロスの削 域に積極的に取り組む事業者を募集し、リサイクル推進協 力店として認定している。		1	1	1	1								1 1	1	42	-	協力店登録店舗数(小売店、法人)
114	リサイク ル清掃課	ぶんきょう食べき り協力店							1					Γ <sub>1</sub>	食品ロス削減のため、食べ残し対策に取り組む区内店舗を 食べきり協力店」として登録することで、その取組を周知するとともに利用者への食べ残し削減の啓発・推進を図る。		1	1	1	1						1		1	1	69	_	協力店登録店舗数(小売店、法人) その他(文京区役所職員互助会食堂、 区内大学食堂)
115	文京清掃 事務所	播磨坂清掃事業所運営事業	1											る	番磨坂清掃事業所の運営及び附帯施設の使用等に関す 3近隣住民と区との協議の場として、播磨坂事業所運営協 議会を設置して、事業所を運営していく。	1	1	1	1			1			1					7	9	18年度からリサイクル清掃課から文京清掃事務所に移管された。 人数は委員数、団体数は附帯設備利用の区組織を含む。
116	教育総務課	家庭教育講座	1											る	家庭における教育に関する学習の機会提供及び充実を図るため、区立小・中学校及び幼稚園のPTAの協力を得て、家庭教育に関する講座を実施している。	1	1	1					1							3	4	幼稚園PTA連合会、小学校PTA連合 会、中学校PTA連合会
117	教育総務課	PTA育成	1											のて	PTA育成を目的とし、PTAの学習の機会、PTA相互の交流 の場として、区立小・中学校及び幼稚園PTAの協力を得 て、講演会、広報研修会を開催する。また、PTA連合会事 業を共催し、又は支援している。	1	1	1					1							40	188	団体数は、区立小・中学校及び幼稚園P TAの数
118	教育総務課	文京区スクール ガード	1											を	YTAや町会など地域のボランティアの方々が子どもの安全 を見守るスクールガード活動を、区立小学校ごとに組織して 実施している。	1	1	1	1			1	1							20	2,992	区立小学校を単位として組織している。

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		<u> </u>		<u>\                                    </u>							<u></u> `			)数字を記載してい		の概要及び協									協	働の相手				協働して	いる団体	令和4年度実績 区民課調査
						手	業	開始	)時	聠			ł					協	働段[		1	固人	Т		体・コミ	ユニティ		法人	~そ	数·人数	, ODIII	
No.	課名	事業名	平成25年度以前	<del>-1;</del>	<del>     </del>	:   _	平成18 手度から	<del>.t.</del>   c	<del>-1;</del>	∓n l	∓n l	ŦΠ	l ∓n I		説	明		事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	7	可念・自台会	NPO法人・ボランティア団体	が構成員となる団体等体に設置された委員及びその委員法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人	民間企業内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数	備  考
119	教育総務課	地域学校協働本部事業	1											地域教育力の活性な学力」を育むためを支援する体制整備省の「地域未来塾事開始した。	, 学校の を推進! 業」によ	求めに応じて している。28年 り、放課後の学	地域が学校教育 度から文部科学 全習支援事業を	1	1	1	1	1	1	1 1	. 1					25	3,250	地域学校協働本部設置校:礫川、柳町、林町、明化、青柳、関口台町、小日向台町、小日向台町、金富、窪町、大塚、湯島、誠之、根津、千駄木、汐見、昭和、駒本、本郷、第一、第三、年が、第八、第八、第十、文林、茗台、本郷台、景が、第十、文本、港台、議島、誠之、根津、千駄木、第一、第六、第八、第九、文林、茗台、本郷台、音羽
120	教育総務課	青少年委員活動	1											学校支援を中心に、 て、また、地域の青 して活動している。 種行政主催関係事	い年育成 女育委員	のトータルコー 会の各種委託	ーディネーターと 事業の請負、各	1	1	1	1					1				1	30	30小•中学校 各1人
121	教育指導課	学校週五日制に 伴う施設開放	1											区立特別支援学級 学校施設等を開放!				1	1						1					_	;	人数は、指導員数
122	教育指導課	バリアフリーパー トナーの運営	1											特別支援学級に在まするLD・ADHD等 生やボランティアとの 人一人が個々のニー 体制を整える。	の児童・2 協働で	生徒に対する。	介助や支援を学 ある児童・生徒一	1	1	1	1		1							_	60	学生・区内在住者等のボランティア
123	教育指導課	教科書採択	1											文京区立学校の教 に基づき、公正かつ 図書審議会を組織	適正に行				1		1			1						2	-	採択年度に実施。本年度未実施 次回は、令和5年度に実施予定
124	教育指導課	大学との連携による学習指導補助 員配置事業	1											学生ボランティアをやへ派遣する。	学習指導	補助員として	区立小・中学校		1								1			37	102	中央大学・筑波大学・東京大学・東洋大学等
125	教育指導課	学生による授業 のインターンシッ プ	1											学生が、区立幼稚園	•中学校	で指導の補助	かをする。		1								1			1	4	お茶の水女子大学
126	教育指導課	理科推進事業	1											区立中学生に対して に対する興味・関心	、講義 <i>別</i> を高める	- ひ演示、実駅 。	<b>食等を行い、科学</b>		1								1			1	1	お茶の水女子大学
127	教育指導課	往還型教育実習	1											教育学科の学生が、 64年生まで)実習を		学校において	通年(1年生秋か		1								1			1	[	東洋大学
128	児童青少 年課	こどもひろば	1											土・日曜日等の学校 の遊び場として開放 ついては、運営委員	している	。事業実施校	20校のうち5校に	1	1	1					1					5	Ę	団体数は、自主運営委員会数(指ヶ谷校 庭開放けやきの会外4団体)、人数は代 表者数

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

		※合項目におい		- 12	10				. <u>- (</u> ) 時期			, , ,	7 7 7 6 10 5	<b>50000</b>		の概要及び	協働の現況							協	働の相手				協働して	いる団体		水则且
No.	課名	事業名	平	2 3 5 5 2 2 3 5 5 2 3 4 5 5 5 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	平成26年度から	<del></del>	<del>ज ।</del>	<del></del>	平成30年度から	<u> </u>		令和4年度から			説	明		事業を計画する段階	働事業を実施する段階			王学者 三	Ţ P	N P	ユが構成員となる団体等ニが構成員となる団体等テ体に設置された委員及びその委員を決しまでは、	学校法人	法をの他の公益法人及び非営利法人	民間企業	数・人数 	人数	備考	
129	児童青少 年課	子ども110番	1										推進するた	め、協力和 小学校P1	者宅等に	こ子ども110番	安全な環境づくりを 軽ステッカーを掲示 ッカーの貼付状況		1				1						20	133	例年協働団体、人数:団体数は、 動に協力してくれた区立小学校P' 数。人数は、調査協力者数	調査活 TAの
130	児童青少 年課	青少年の社会体 験・地域参画推 進事業			1								目的とした、	青少年の	健全育		の参画の推進を 動を支援するた と付する。	1	1	1					1				9	715	青少年健全育成会委員数	
131	児童青少 年課	・家族のふれあい 促進事業	1										家族のふれ 年健全育成				育成を図る青少	1	1	1					1				9	715	青少年健全育成会委員数	
132	児童青少 年課	・青少年の社会参 加	1										育成事業に	要する経促進や、	費の一音 地域社会	部を補助する	進する事業や青年 ることにより、青少 目主的に活動でき	1	1	1				1					2	20	青少年委員会10人・文京区南会湾 流雪遊び実行委員会10人 (人数は、役員計)	津町交
133	児童青少 年課	パネルシアター	1														が、目白台第二児 -を実施する。		1							1			2	16	日本女子大学のパネルシアターに施、講師1人・学生16人。目白台交利用者のパネルシアターは実施、人。 協働団体、人数:日本女子大学(開第二児童館)、目白台交流館利用	泛流館 講師1 目白台
134	児童青少 年課	汐見アフタース クール(汐見小学 校放課後事業)	1										安心して活 管理運営を 域の人々の	動ができる 運営委員 協力を得	5居場所会に委って実施さ	iとして、27年 託し、ボラン	児童が安全かつ E度から開始した。 ティアの学生や地 あわせて、ミュージ 。	1	1	1				1					1	10	汐見アフタースクール運営委員会	Š
135		放課後全児童向け事業	1										一部を利用 等を自由に 学校に運営	し、大人 <i>の</i> 行うことの 委員会を	り見守り できる記 :設置し、	の下、児童が 手動の場を提 事業委託先	こ小学校の施設の が遊びや自主学習 性している。各小 この評価・選定を実 行っている。	1	1	1				1					19	152	各校運営委員会構成メンバー: 学校関係者・PTA関係者・地域関係	係者
136	児童青少 年課	幼児親子対象事 業					1						東京家政大うた、おどり			 石児童館の約	カ児親子を対象に		1							1			_	-	【R4年度は、新型コロナウイルス感大防止のため実施なし】	
137	児童青少 年課	町会行事への協力									1		西・千石児! 親子がウォ	童館職員で ークラリー	が企画! に参加し	と とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれる とれ	ークラリーに千石 J。当日は地域の 計員も、参加した親 「る。	1	1	1		1	-						2	-	丸山町会、大原町会	

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

									诗			•		フ数子を記載しています。 事業の概要及び協働の現況								協	働の相手				1	協働してし	いる団体	令和4年度美額 区氏謀調金 「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
													╛		協	働段			固人				ュニティ		法人	, t	そ	数・人数		
No.	課名	事業名	平成25年度以前	平成2年度から		平方2年度から	平成8年度から 「「「「」」	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	説明	事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	生学者 生学者	T A		が構成員となる団体等体に設置された委員及びその委員法や条例・要綱等に基づいて自治	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人	民間企業(内容を「備考」欄に記入)		団体数	人数	備  考
138	教育セン ター	健康·体力増進 事業			1									幼稚園では日本女子大学と連携し、「園児の運動意欲や体力の向上につなげる園環境の活用提案」及び幼児と小学校低学年を対象としたイベントを実施する。小学校では、順天堂大学と連携し、都の体力調査を基に各校が作成した「体力向上推進プラン」への助言、生活習慣改善のための保護者対象の健康教室、遊びや生活の中において身体活動量や体力向上の増進を図るための体力アップ啓発資料の作成を実施する。さらに、都立駒込病院及び順天堂大学と連携し、小・中学校でのがん教育を実施する。		1								1			1	3		日本女子大学、順天堂大学、都立駒 込病院
139	教育セン ター	子ども科学カレッジ	1										- 1	区内大学等の研究者を講師として招き、小学校4年生~中学生を対象に、大学の高度な学術研究の成果を体験できる講座を開催する。		1								1				4	15	東京大学、お茶の水女子大学、中央 大学、日本女子大学
140		東京大字総合研究博物館スクール・モバイル・ ミュージアム	1											東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センターで展示し、トークイベント等を実施する。		1								1				1	3	東京大学
141	教育セン ター	地域大学等連携 事業	1											区内大学等からの提案を受け、専門的知識人材等を区立 小・中学校、幼稚園の教育活動に活用する。		1								1		1		4	-	パイオニア株式会社、東京ドームシ ティ宇宙ミュージアムTeNQ、医学生 物学電子顕微鏡技術学会、お茶の水 女子大学
142	教育セン ター	教員研修	1											区内大学の教授等を講師として招き、教員の指導力向上を 図るため、研修会を開催する。 参加対象:幼稚園、小・中学校教員		1								1				4	8	順天堂大学、東京学芸大学附属竹早 小学校、筑波大学附属大塚特別支援 学校、お茶の水女子大学附属中学校
143		ライブラリーパートナー	1										- 1	区内の多彩な人材を受け入れ、より図書館サービスの充実を図るとともに、図書館運営に区民の参画を促進することにより地域住民の要望に的確に応える図書館運営を目指す。	1	1	1	1	1	1		1						9	62	ライブラリーパートナーの個人・団体登録 者数
144	真砂中央 図書館	大学図書館の区 民開放	1											区民に大学の附属図書館を開放する。区立図書館で受付し、閲覧証を発行する。 開放期間や利用の条件などは、大学によって異なる。	1	1	1							1				-	_	【R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし】 例年協働団体:跡見学園女子大学、お茶の水女子大学、東洋大学、東洋大学、東洋学園大学、日本女子大学、文教学院大学
145		明るい選挙推進 活動	1											有権者有志の自主的活動である明るい選挙推進運動のサポートとして、「話しあい強調月間」「地区別座談会」「白ばらセミナー(講演会)」等の活動を行っている。		1		1				1								明るい選挙推進委員数
		計	111	4	1 1	1	3	5	3	4	0	2	2		93	144	77	42	22	18 2	5 1	1 52	17	41	40	32	25	1,970	13,922	

<sup>※</sup> 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

#### 【文京区社会福祉協議会との連携による地域課題の解決に向けた協働の取組】

区と地域を構成する様々な団体等との協働を推進し、地域の課題解決や活性化を図るため、文京区提案公募型協働事業「Bチャレ」が平成30年度から文京区社会福祉協議会で実施され、区がその取組を支援しています。この事業は、区や社会福祉協議会が把握している地域課題の解決を目指す新たなつながり部門と、地域の団体等のイベントやキャンペーン事業を通して文京区での実績や関係づくりを支援するチャレンジ部門の2つからなり、部門ごとに事業を募集し、その事業を実践する活動に助成するものです。

## 文京区提案公募型協働事業「Bチャレ」令和4年度の実績

#### ▶新たなつながり部門

団体名	事業名
ぶんぶく屋上養蜂部	ぶんぶく屋上養蜂部
さきちゃんち運営委員会	みんながつながる「ワークスペースさきちゃんち」
KASA/Kovaleva and Sato Architects	街の庭の学校
文京アートプロジェクト	街じゅうボーダーレスアートミュージアム構想

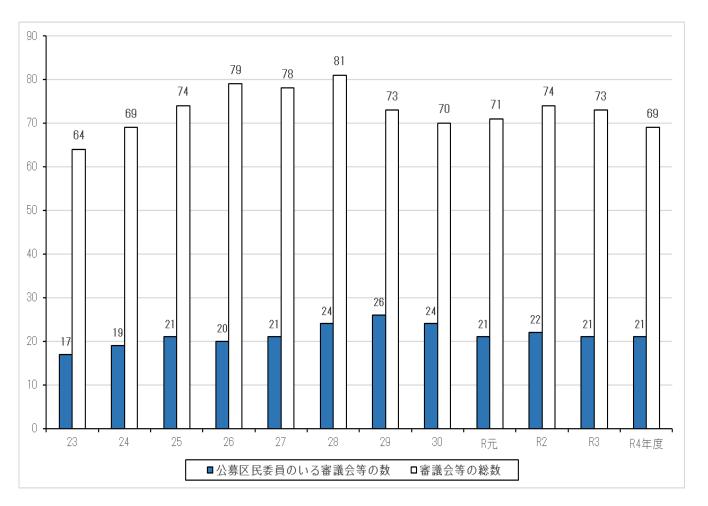
#### ▶チャレンジ部門

団体名	事業名
いちごの会	「ノールック運動会」実施による文京区内での周知活動
千石ブックメルカード	千石ブックメルカード一箱古本市 in 千石
藍染大通り歩行者天国 50 周年記念誌制作	藍染大通り歩行者天国 50 周年記念誌
委員会	
株式会社ファミスク	BUNKYO faincation

2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

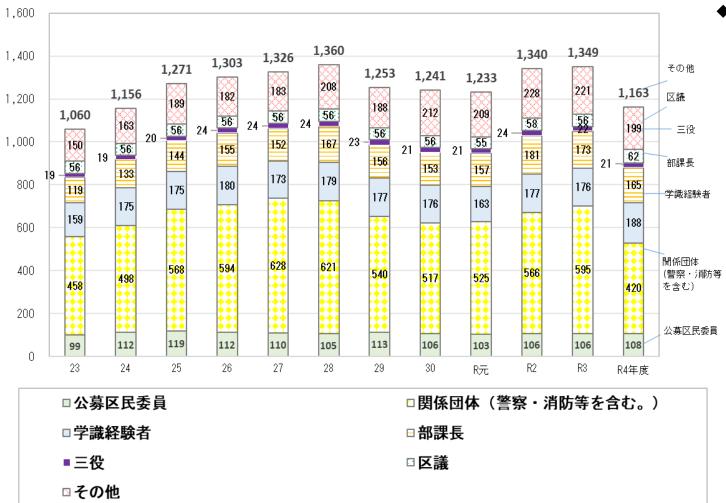
# 2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

## グラフ4 公募区民委員のいる審議会等の数



- ◆審議会等の総数は、近年は 70 前半で推移しており、令和4年 度は 69 で、昨年度と比べ4減 となった。(うち廃止2)
- ◆公募区民委員のいる審議会等 の数は、20 前半で推移してお り、令和4年度は令和3年度と 同じく21であった。

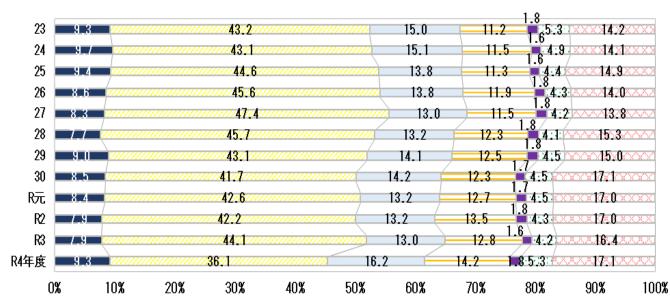
## グラフ5 審議会等の構成員数内訳(人)



#### 【解説】

◆審議会等の構成員総数については、令和元年度以降増加傾向にあったが、令和4年度は令和3年度に比べ、186人の減少となった。構成員数の多い審議会等の数が減少したことが構成員の減少につながっていると考えられる。

## グラフ6 審議会等の構成員割合(%)



■公募区民委員 ②関係団体(警察・消防等を含む。) □学識経験者 □部課長 ■三役 □区議 □その他

## 【解説】

◆令和4年度は、令和3年度に 比べ、審議会等の数は減少し たが、公募区民委員のいない 審議会等が主に減少したた め、公募区民委員の割合は増 加した。

# 設問Ⅱ-1 審議会等構成員調査

凡例

列	記 号	0	×	/	_
	議事録の公開	公開している	公開していない	作成していない	(部会など)設置なし
	傍 聴	傍聴可能	傍聴不可能	規定していない	(部会など)設置なし

I 行政委員会(地方自治法第180条の5参照) ※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

No.	以安貞云(地方日   名称	担当課		区議	<b>一</b>	47年 1	<b>亍政</b>	関係	公募	学識	その供	스타	公募	女性	その他の内訳等	公募区民委員を	議事録	の公開	傍	聴	男女比率に関するコメント	保育
INU.	11 17	1211本	1以1处7厶	凸成		機	関等[	団体	区民	経験者	( 0)		比率	比率	ての他の内部等	採用していない理由	全体会	部会	全体会	部会	(比率に偏りがある理由及び改善策)	体 月
1	教育委員会	教育総務課	地万教育行政の組織 及び運営に関する法 律		1					4 2		5 2	0.0	40.0		選任に当たっては、議会の 同意が必要なため	0	_	0	_		設置なし
2	監査委員	監査事務局	地方自治法	1						2		3 2	0.0	66. 7		選任に当たっては、議会の 同意が必要なため	0	_	/	_	区長の選任によるため	設置なし
3	選挙管理委員会	選挙管理委 員会事務局	地方自治法								4	4	0.0	25.0	会社役員1、看護師 1、弁護士1、会計年 度任用職員1	選任に当たっては、議会の 議決が必要なため	0	_	0	_	議会の選挙により選ばれるた め	設置なし
			小計	1	1 0	0	0	0	0	6	4	12	0.0	41. 7								

Ⅱ 法律・条例により設置されている附属機関(地方自治法第138条の4、第202条の3参照) ※網掛け欄の数字は女性委員数(内数)

NI-	D II	±□ .// =⊞	+D +PU >+	□=¥	÷n=== :	行政	関係は	公募	学識 .	7 0 114	<b>∧</b> =1	公募	女性	スの他の中間が	<b>小草▽足禾呂</b> た	議事録	の公開	傍	聴	男女比率に関するコメント	/p *
No.	名 称	担当課	根拠法	区議三役	が謎長 機	機関等	団体I	区民	経験者	その他	台計	比率	比率	その他の内訳等	採用していない理由	全体会	部会	全体会	部会	(比率に偏りがある理由及び改善策)	保育
4	文京区情報公開制度及 び個人情報保護制度運 営審議会	総務課	文京区情報公開制度 及び個人情報保護制 度運営審議会条例	1			3	2	2	1 1	9	22. 2	11. 1	人権擁護委員1		0	_	0	_	委員は、関係団体からの推薦 及び選考結果のため	設置なし
5	文京区情報公開及び個 人情報保護審査会	総務課	文京区情報公開及び 個人情報保護審査会 条例				1		1	3 1	5 1	0.0	20.0	弁護士2、行政経 験1	専門性を有する人材の確保が 求められる上、設置目的が公 募になじまない	×	_	×	_	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
6	文京区行政不服審査会	総務課	文京区行政不服審査 会条例						1	2	3 1	0.0	33. 3	弁護士1、行政経 験1	専門性を有する人材の確保が 求められる上、設置目的が公 募になじまない	×	_	×	_	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
7	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等 審議会条例				7	2		1 1	10	20.0	40.0	弁護士1		0	_	0	_		設置なし
8	文京区男女平等参画推 進会議		文京区男女平等参画 推進条例				8 5	4	4 2		16 11	25.0	68.8			0	0	0		委員は学識経験者を除き、関係 団体からの推薦、区民からの公 募により構成されるため	設置あり(事前 予約)
9	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議 会条例	5 1	2	1			1		10	0.0	20.0		専門性を有する人材の確保が 求められる上、設置目的が公 募になじまないため	×	_	/	_	区議は議長の推薦、行政機関 は職にある者を充てるため	設置なし
10	文京区国民保護協議会	危機管理課	国民保護法	2 3	17	16 1	12		3		53 9	0.0	17.0		法に定める委員構成の趣旨 によるため	0	/	0	/	学識経験者を除き、関係機関 等の代表者で構成されるため	設置なし
11	「文の京」安全・安心 まちづくり協議会	危機管理課	文京区安全・安心ま ちづくり条例		3	6	16 6	8	2		35 11	22. 9	31. 4			0	/	0	/	公募委員を除き、関係機関等 の代表者で構成されるため	設置なし
12	市町村防災会議	防災課	災害対策基本法	3 3	14	14	15 1		3		52 7	0.0	13. 5		条例により、地域防災計画の作成・実施 及び災害発生時には情報収集の活動をす るため、公募委員はなじまないため	0	_	/	_	防災関係機関等の代表者に よって構成されるため	設置なし
13	文京区消防団運営委員 会		特別区の消防団の設 置等に関する条例	6 1		2	2		4		15 7	0.0	46. 7		都条例により組織が決まっ ているため	/	_	/	_	防災関係機関等の代表者に よって構成されるため	設置なし
14	民生委員推薦会	福祉政策課	民生委員法	2	3	1	6		2		14	0.0	21. 4		委員構成は、文京区民生委 員推薦会規則で定められて いるため	/	_	×	_	委員構成は、文京区民生委員 推薦会規則で定められている ため	設置なし

No.	名 称	担当課	根拠法	ע≅		部課長	<sub>亍政</sub> 関	係 公募	事 学識	その他	스타	公募	女性	その他の内訳等	公募区民委員を	議事録	の公開	傍	聴	男女比率に関するコメント	保 育
INU.	右	担目袜	(K)		二1又	可味女 機	関等 団	体 区民	民経験者	てい他		比率	比率	ての他の内訳寺	採用していない理由	全体会	部会	全体会	部会	(比率に偏りがある理由及び改善策)	休月
15	文京区障害者介護給付 等の支給に関する審査 会	障害福祉課	障害者総合支援法						1	9	10	0.0	30.0	医師2、理学療法士1、作業療法士1、化会福祉士 2、精神保健福祉士2、介護福祉士1	委員は障害者等の保健又は福祉に関する 学識経験を有する者のうちから市町村長 が任命するものと障害者総合支援法第16 条第2項に定められているため	×	_	×	_	特定の職(充て職) 以外の委員 は、団体推薦により当該団体 の考えによるため	設置なし
16	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法				6	40 14	1	10	57 29	0.0	50.9	リハビリテーション専門 医1、認知症サポート医 2、保健師2、看護師3、社 会福祉士1、介護支援専門 目1	医療・介護など専門性を有する人材の確保が求められ、公 夢になじまないため	×	×	×	×		設置なし
17	文京区国民健康保険事 業の運営に関する協議 会		国民健康保険法	7 2				17			24 10	0.0	41.7	×	委員の一部は、関係団体の 充て職になるため	0	_	0	_		設置なし
18	文京区子ども・子育て 会議	子育て支援 課	文京区子ども・子育 て会議条例					8	5 3 4 1		16 9	31.3	56.3			0	_	0	_		設置あり
19	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法				2	16 6	2 4		24	8.3	37.5			0	_	0	_	公募委員、学識経験者等を除 き、関係団体等の代表者で構 成されるため	設置なし
20	公害健康被害認定審査 会		文京区公害健康被害 認定審査会条例			2		6	5		13 3	0.0	23. 1		審査に関して医学・法律学 の知識が必要となるため	×	_	×	_	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
21	大気汚染障害者認定審 査会	予防対策課	文京区大気汚染障害 者認定審査会条例			1		3	1		5 1	0.0	20.0		審査に関して医学的な知識 が必要となるため	×	_	×	_	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
22	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬 審査会条例					5 1	1		6 1	0.0	16. 7		審査に関して医学・薬学的 な知識が必要となるため	×	_	×	_	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
23	文京区感染症診査協議 会	予防対策課	感染症の予防及び感 染症の患者に対する 医療に関する法律						12		12 2	0.0	16.7		審査に関して医学・薬学的 な知識が必要となるため	×	×	×	×	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
24	文京区都市計画審議会	都市計画課	文京区都市計画審議 会条例	7 3			3		3 3 0 1		16 4	18.8	25. 0			0	_	0	_	区議は議長の推薦、行政機関 は職にある者を充てるため	設置なし
25	文京区景観づくり審議 会	住環境課	文京区景観づくり条 例	6 2		4			5 5 1		20 3	25. 0	15. 0			0	_	0	_	区議は議長の推薦、区職員は 職にある者を充てるため	設置なし
26	文京区建築審査会	住環境課	建築基準法						6		6	0.0	0.0		協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議する のに適切ではない	0		0	_	第2ブロック合同で運営しており、 委員の選出に際し本区の意向のみを 反映できないため	設置なし
27	文京区建築紛争調停委 員会	住環境課	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例						3		3	0.0	33. 3		協議において重要な個人情報を取 り扱うため、公募委員が審議する のに適切ではない	/	_	×	_	委員退任の際に、後任委員候 補を推薦するため	設置なし
28	文京区空家等対策審議 会	建築指導課	文京区空家等対策審 議会条例				3	2	3 2	4 2	14 5	21. 4	35. 7	弁護士1、司法書士1、建築士1、宅地建物取引士1		0	×	0	×	行政機関は職にある者を充てているため。公募委員は成績上位者の ため。	設置なし
29	文京区住宅政策審議会	住環境課	文京区住宅基本条例	6 2		5		5	2 6		24 7	8.3	29. 2			0	×	0	×	区議は議長の推薦、区職員は職 にある者を充てているため	設置なし
30	文京区リサイクル清掃 審議会	リサイクル 清掃課	文京区廃棄物の処理 及び再利用に関する 条例					11 4	6 2 3 1		19 8	31.6	42. 1			0	要旨	0	0		設置なし
31	文化財保護審議会	教育総務課	文京区文化財保護条 例						7		7	0.0	14. 3		専門性を有する人材の確保 が求められる上、個人情報 を取り扱うため	0	0	0	0	分野によっては女性の学識経験者 が少ないこともある。改選時には 性別が偏らないように努力する。	設置なし
32	青少年問題協議会	児童青少年 課	文京区青少年問題協 議会条例	8	2	1	7		25 10		43	0.0	30. 2		青少年関係団体相互の連絡 調整的要素が強いため	0	0	0	/	委員の一部は、関係団体の充 て職になるため	設置なし
			小計	53 16	10	52 5	61	183 4 62 1	110 16 34	30 17		7.8	30.7								

**小学声廻たじにより、目の打め談明機則よして沙学されている遠洋企学** 

Ⅲ 設	置要綱などにより	、長の私	的諮問機関として	設置され	ている審	議会	等				※網掛	け欄の数字は女	性委員数(内数)						
No.	名 称	担当課	根拠法	区議 三役	部課長	対 関係 等 団体	公募 学識区民経験者	i その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等		議事録 全体会		傍 全体会	-	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	保育
33	文京区基本構想推進区 民協議会	企画課	文京区基本構想推進 区民協議会設置要綱			15 2	11 2	2 1	28 10	39. 3	35. 7			0	0	0	0	団体の推薦者に男性が多かったため。次回改選時には男女比に考慮するよう働きかける。	設置あり(事前 予約)
34	メディアパートナー会 議	広報課	メディアパートナー 設置要綱				15 8		15 8	100.0	53. 3			0	0	/	/		設置あり(事前 予約)
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	2 2	15				19 2	0.0	10. 5		個人情報を取り扱うため	/	_	/	_	委員は、充て職となっている ため	設置なし
36	文京区いじめ問題調査 委員会	総務課	文京区いじめ問題調 査委員会設置要綱			1		3 1	4	0.0	25. 0		個人情報を取り扱うため	×			_	選出者に男性が多かったため。 次回改選時には、男女比に考慮す る。	設置なし
37	文京区指定管理者評価 委員会	契約管財課	指定管理者評価委員 会設置要綱		5			1 1	7	0.0	14. 3	指定管理者の専 門的知識を有す るもの	専門性を有する人材の確保が 求められる上、設置目的が公 募になじまないため	要旨		_	_	学識経験者を除き、委員は充 て職となっているため	設置なし
38	文京区コミュニティバ スBーぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティ バスBーぐる沿線協議 会設置要綱		1	10	4 1	1 1	17 3	23. 5	17. 6	Bーぐるに関し調 査研究等の実績 がある者		要旨	_	/	_	団体推薦は、当該団体の考え 方によるため	設置なし
39	文京区技能名匠者審査 会	経済課	文京区技能名匠者認 定事業実施要綱		2	5		1 1	8	0.0	12.5		専門性を有する人材の確保 が求められる上、個人情報 を取り扱うため	_	_		_	団体推薦は、当該団体の考え 方によるため	設置なし
40	文京区立森鷗外記念館 運営協議会	アカデミー 推進課	文京区立森鷗外記念 館運営協議会設置要 綱		2	3	2	4 1	9	0.0	11. 1		専門知識を有する人材確保 が求められ、設置目的が公 募になじまないため	0		/	_	団体推薦は、当該団体の考え 方によるため	設置なし
41	文京区立森鷗外記念館 資料収集等検討委員会		文京区立森鷗外記念 館資料収集等検討委 員会設置要綱		2		2	2	0	0.0	0.0		専門知識を有する人材確保 が求められ、設置目的が公 募になじまないため	0		/	_	団体推薦は、当該団体の考え 方によるため	設置なし
42	文京区地域福祉推進協 議会	福祉政策課	文京区地域福祉推進 協議会設置要綱			19	9 5	5	33 13	27. 3	39. 4			0	0	0	0		設置あり(事前 予約)
43	文京区居住支援協議会	福祉政策課	文京区居住支援協議 会設置要綱		11 2	3 7 1 1		1	22 4	0.0	18. 2		関係団体との連絡調整等を 図る会議のため	0	_	0	_	特定の職(充て職) 以外の委員 は、団体推薦により当該団体 の考えによるため	設置なし
44	文京区老人ホーム入所 判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入 所判定委員会設置要 綱		1 1	1 8		3	15 8	0.0	53. 3	医師2、福祉施設 長1	厚生省社会局長通達により 委員構成が定められている ため	×	_	×	_		設置なし
45	文京区地域包括ケア推 進委員会	高齢福祉課	文京区地域包括ケア 推進委員会設置要綱			14 5	5 2	1	20 7	25. 0	35. 0			0	0	0	×	特定の職(充て職) 以外の委員 は、団体推薦により当該団体 の考えによるため	設置なし
46	文京区障害者地域自立 支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自 立支援協議会要綱		4	2 15 1 6	5	2 1	24	0.0	33. 3	精神科医師1	関係機関との連絡調整を図 る会議のため	0	0	0	0	特定の職(充て職) 以外の委員 は、団体推薦により当該団体 の考えによるため	設置なし
47	文京区障害者差別解消 支援地域協議会	障害福祉課	文京区障害者差別解 消支援地域協議会設 置要綱		4	14		2 4	24 7	0.0	29. 2	当事者委員4	障害者差別解消支援地域協議会の 設置・運営指針により協議会の構 成を決定したため	×	_	×		特定の職(充て職) 以外の委員 は、団体推薦により当該団体 の考えによるため	
48	文京区柔道整復療養費 調査会	国保年金課	文京区柔道整復療養 費調査会設置要綱					3	3	0.0	0.0		医療の専門性を有する人材 の確保が求められ、かつ、 個人情報を取り扱うため	/	_	×	_	医療の専門性を有する人材の 確保が求められ、かつ、個人 情報を取り扱うため	設置なし
49	文京区はり、きゅう及 びあんま・マッサージ 療養費調査会	国保年金課	文京区はり、きゅう及び あんま・マッサージ療養 費調査会設置要綱					3	3	0.0	0.0		医療の専門性を有する人材 の確保が求められ、かつ、 個人情報を取り扱うため	/	_	×	_	医療の専門性を有する人材の 確保が求められ、かつ、個人 情報を取り扱うため	設置なし
50	文京区立さしがや保育 園アスベスト健康対策 等専門委員会		文京区立さしがや保育園 アスベスト健康対策等専 門委員会設置要綱		4	2		7 2 1 1	15 3	0.0	20.0	園児又は保護者 の代表2	高度に専門性を有する人材の確保 が求められる上、設置目的が公募 になじまないため	0	/	0	×	委員全員の推薦により、次の 委員が決定されるため	設置なし
51	文京区公私立幼稚園連 絡協議会	幼児保育課	文京区公私立幼稚園 連絡協議会要綱	1	7			9	17 7	0.0	41. 2	私立幼稚園長6、 区立幼稚園長3	関係団体との連絡調整を図 ることが目的のため	要旨	_	×	_	関係団体の代表者で構成され るため	設置なし

		le usen	I To the call				行政 関	係 公募	学識			公募	女性		公募区民委員を	議事録	の公開	傍	聴	男女比率に関するコメント	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
No.	名 称	担当課	根拠法	区議 	三役	鄙課長		体 区民	14	その他	合計	比率	比率	その他の内訳等	採用していない理由	全体会	部会	全体会	部会	   (比率に偏りがある理由及び改善策)	保 育
52	文京区保育所における 医療的ケア判定会	幼児保育課	文京区保育所におけ る医療的ケア判定会 設置要綱			6	11 8		2	3 2	22 12	0.0	54. 5	私立保育園事業者	個人情報を取り扱うため	/		/	_	特定の職に対し委員を充てて いるため	設置なし
53	文京区保健衛生協議会	生活衛生課	文京区保健衛生協議 会要綱		1 1	10		11 1			22 4	0.0	18. 2		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	_	/	/	両医師会会長及び会長の推薦 により、委員が決定されるた め	設置なし
54	文京区歯科衛生協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生協議 会要綱		1 1	11 2		8 0			20	0.0	15. 0		当該団体との連絡調整を図る会議のため	×	_	/	_	両歯科医師会会長及び会長の 推薦により、委員が決定され るため	設置なし
55	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議 会要綱	2	3 1	2		22 12			29 14	0.0	48.3		当該団体との連絡調整を図 る会議のため	×	_	/	_	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
56	文京区地域医療連携推 進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携 推進協議会設置要綱			1		11 1	4		16 1	0.0	6.3		医学の専門と関係団体との 連絡調整が必要なため	0	_	0	_	団体、大学病院は、当該団体 の考え方によるため	設置なし
57	文京区予防接種健康被 害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康 被害調査委員会要綱			1		4	1		6 3	0.0	50.0		審議内容に関して医学的知 識が必要となるため	×	—	×	_	団体推薦は、当該団体の考え 方によるため	設置なし
58	文京区新型インフルエ ンザ等感染症医療体制 検討会議	予防対策課	文京区新型インフル エンザ等感染症医療 体制検討会議設置要 綱			1	6	5		7	19 3	0.0	15.8	区内医療機関7	感染症発生時の関係機関の 役割等を審議する会議のた め	×	_	×	_	団体等推薦は、当該団体等の 考え方によるため	設置なし
59	文京区地域精神保健福 祉連絡協議会	予防対策課	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱			3		17 9		1	21 10	0.0	47.6	関係団体利用者1	関係機関との連絡調整を図 る会議のため	0		0	_	委員は、関係団体からの推薦 によるため	設置なし
60	文京区既存不適格建築 物特例協議会	都市計画課	要綱			2			2		4 0	0.0	0.0		協議において重要な個人情報 を取り扱うため、公募委員が 審議するのに適切ではない	×	_	/	_	特定の職に対し委員を充てて いるため	設置なし
61	文京区バリアフリー基 本構想推進協議会	都市計画課	文京区バリアフリー 基本構想推進協議会 設置要綱			2	11	9 4 5 1	2	3	31 7	12. 9	22.6	交通事業者2、関 係事業者1		0	—	0	_	公募委員、学識経験者等を除き、 特定の職に対して充てている、又 は関係団体等による推薦のため	設置なし
62	文京区都市マスタープ ラン見直し検討協議会	都市計画課	文京区都市マスター プラン見直し検討協 議会設置要綱			6		5 5 2	5 1		21	23.8	14. 3			要旨	—	0	_	公募委員、学識経験者等を除き、 特定の職に対して充てている、又 は関係団体等による推薦のため	設置なし
63	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議 会規約	2	2	1	8	14 2			29 4	0.0	13.8		実施機関の代表者による組 織運営のため	/	/	/	/	官公署の長は充て職となってい る。団体推薦は当該団体の考え方 によるため	設置なし
64	文京区自転車活用推進 計画等策定協議会	管理課	文京区自転車活用推 進計画等策定協議会 設置要綱			1	6	7 4 1 1	2		20	20.0	15.0			0	_	0	_	官公署の長は充て職となって いる。団体推薦は当該団体の 考え方によるため	設置なし
65	文京区地球温暖化対策 地域推進協議会	環境政策課	文京区地球温暖化対 策地域推進協議会設 置要綱				1	5 5 2 4	3	5 2	19 8	26. 3	42. 1	事業者5		0	_	0	_	特定の職以外の委員は、団体 推薦により当該団体の考えに よるため	設置なし
66	文京区生物多様性地域 戦略協議会	環境政策課	文京区生物多様性地 域戦略協議会設置要 綱					6 4 2 2	2	1 1	13 5	30.8	38.5	事業者1		0		0	_	特定の職以外の委員は、団体 推薦により当該団体の考えに よるため	設置なし
67	文部科学大臣表彰等審 査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項·東京都功労者表彰推薦要項·東京都教育委員会表彰等取扱要綱					9		2	11 2	0.0	18. 2	校長2	関係団体の代表者による組織運営のため	×		×	_	団体推薦は、当該団体の考え 方によるため	設置なし
68	文京区特別支援教育相 談委員会	教育指導課	文京区特別支援教育 相談委員会設置要綱			2	31 22		10 8	120 74	163 104	0.0	63.8	校園長教諭120	特別支援教育に関する専門性 を有する人材の確保が求めら れる上、個人情報を取り扱う ため	×	×	×	×		設置なし
69	文京区教育委員会いじ め問題対策協議会	教育指導課	文京区教育委員会い じめ問題対策協議会 設置要綱			6	7		1	2	16 2	0.0	12.5	校長2	関係団体との連絡調整を図 ることが目的のため	/	/	×	×	特定の職に対し、委員を充て ているため	設置なし
			小計	8 2	10 5	113 15	42	237 66 63 33	72 18	165 94	769 272	8.6	35. 4								
			合計	62 19	21 8	165 20		108 125 125 149	188 55	199 112	1322 443	8. 2	33. 5								

**資料3 公募区民委員調査** 令和5年3月31日現在企画課調査

			公募零							L			公募区	民委員の応募資格		募	集	方	法		選	考	方 法	選
No.	公募区民委員のいる	担当課	入時0	)状況	現在の仏	公募委員 **	審議会	割合(%)	   審議会等の構成員全体に占め		区			資格等の積極要件(上段)	ᄝ		ち			trh	審	查		考委員
INU.	会議体	担当床	導入 時期	人数		は定数	員数	刮口(%)	る公募区民委員割合の考え方 在 住	在 勤	在 学	年齢等	除外事由•消極要件(下段)	報	/ A	ちらし	H P	その他	抽 –	申 込 書	論 花	面 その他 妾	員会	
1	文京区基本構想推進 区民協議会	企画課	22年 6月	10	11	(12)	28	39. 3	全体的なバランスを考慮	0	0	0	満18歳以上	文京区基本構想の推進に関心がある者 区職員、区議会議員又は基準日に 2つ以上の区の審議会等の委員で ある者	-	_	0		主民基本 台帳から 600人を無 乍為抽出		0 -	— (	無作為及 び公募を 実施。	0
2	メディアパートナー 会議	広報課	13年 4月	20	15	(15)	15	100. 0	区民により構成されるワーキン ) ググループであるため、100%で ある。	0	0	0	高校生以上	区の広報活動に関心がある者	• 0	0	$\circ$			_	0 -	— (		0
3	文京区情報公開制度 及び個人情報保護制 度運営審議会	総務課	15年 7月	2	2	(2)	9	22. 2	全体的なバランスを考慮	0	0	0	満18歳以上	情報公開制度、個人情報保護制度 に関心がある者 区職員、区議会議員又は2つ以上 の区の審議会等の委員である者		_		0			0 -	— (		0
4	特別職報酬等審議会	総務課	11年 9月	2	2	(2)	10	20. 0	全体的なバランスを考慮	0	_	_	満20歳以上	―― ①区議会議員若しくは区職員又はこれらの 者の配偶者若しくはこれらの者と 2 親等内 の血族 ② 2 つ以上の区の審議会等の委員である者	· O	_	0	0			0 -	— (		0
5	文京区男女平等参画 推進会議	総務課(ダ イバーシ ティ推進担 当)	10年 4月	2	4	(4)	16	25. 0	全体的なバランスを考慮	0	0	0	満18歳以上	区の男女平等参画推進施策に関心 がある者 区職員、区議会議員又は区の審議 会等の委員に2つ以上在籍してい る者		_	0	ン () 書	男女平等セ /ター、図 <del></del>		0 (			0
6	「文の京」安全・安 心まちづくり協議会	危機管理課	17年 7月	6	8	(8)	35		区民参画をより進めるために公 募委員の枠を6人から8人へ増や した。(平成21年〜)	0	0	0	満20歳以上	― 区職員、区議会議員又は区の審議 会等の委員に2つ以上在籍してい る者			0	せ タ 書 申	地域活動 セン ター、図 等館等に 申込書を 記置		0 -	— (		0
7	コミュニティバスB- ぐる沿線協議会	区民課	22年 10月	3	4	(4)	17	23. 5	5 全体的なバランスを考慮		_	_	満18歳以上	Bーぐるを利用する方 区議会議員若しくは区職員又は応募の時点で2つ以上の区の審議会等の委員である者			0			_	0			0

		公募委員導									公募区	民委員の応募資格		募	集	方 法		選	考り	法	選		
No.	公募区民委員のいる	担当課	入時(	の状況	現在の公募 数	募委員	以番議会 等構成	割合(%)	審議会等の構成員全体に占め	[	호 卢	Z		資格等の積極要件(上段)	ᄝ		ちし	4	抽	審	査		考
	会議体		導入 時期	人数	( )内は		員数	1111(70)	る公募区民委員割合の考え方	1 <u>T</u>   '	在勤	在学	年齢等	除外事由・消極要件(下段)	軽 人	/ A	S F	その他	抽選	申込書	面接	その他	選考委員会
8	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	10年 7月	2	9	(9)	33	27. 3	審議会等における区民公募委員 選出基準(15文企企第270号)に 規定されている「公募委員の員 数の比率は、当該審議会等の全 委員数の25%以上とするよう努 める」に基づく。	0	_		満18歳以上	ー 応募の時点で2以上の区の審議会 等に属している者			0	) ツイッター	_	O -	- 0		
9	文京区地域包括ケア 推進委員会	高齢福祉課	19年 4月	3	5	(5)	20	25. 0	委員会の規模及び全体のバラン スを考慮した構成である。	0			_	①介護保険第1号被保険者 ②介護保険第2号被保険者 ③介護サービス利用者 応募の時点で2以上の区の審議会 等に属している者			0 0	ツイッター Facebook	_	O -	- 0		0
10	文京区子ども・子育 て会議	子育て支援 課	25年 8月	5	5	(5)	16	31.3	原則として25%を超えるよう設定 している。	0	0	0	満20歳以上	区の子育て支援施策に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に 2つ以上の区の審議会等の委員で ある者			0 0	住民基本 台帳から 300人を無 作為抽出	_	O -	- 0		0
11	地域保健推進協議会	生活衛生課	13年 4月	3	2	(5)	24	8. 3	全体的なバランスを考慮	0	_		満18歳以上	区の地域保健行政及び保健所の運営に関心がある者 区職員、区議会議員又は区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者			0 (	地域活動センター・行 ) 政情報センターにも し・申込 書を設置	_	0 0			0
12	文京区都市計画審議会	都市計画課	13年 10月	1	3	(3)	16	18.8	全体的なバランスを考慮	0			満20歳以上	区の都市計画に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に 区の審議会等の委員に2つ以上在 籍している者			0 (		_		) () () () () () () () () () () () () ()		0
13	文京区バリアフリー 基本構想推進協議会	都市計画課	令和2 年4月	4	4	(4)	31	12. 9	協議会の規模及び全体のバラン スを考慮	0	0		満18歳以上	高齢者、障害者、子育てでベビーカー利用をされている方 区職員、区議会議員又は応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者 公務員			0 (		_	O -	- 2 次		0
14	文京区都市マスター プラン見直し検討協 議会	都市計画課	令和4 年4月	5	5	(5)	21	23.8	全体的なバランスを考慮	0	_		満18歳以上	区の都市計画に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に 区の審議会等の委員に2つ以上在 籍している者			0 (		_		) 2 次		0

			公募委	委員導								公募区	民委員の応募資格		募	集:	方 法		選	考:	方 法	選
No.	公募区民委員のいる	担当課	入時0	の状況	現在の公募委 数	員 審議会   等構成	割合(%)	審議会等の構成員全体に占め	[2	조 [	勺		資格等の積極要件(上段)	ᄝ	_   #	ь Н		抽	審	査		考悉
	会議体	1_ — W	導入 時期	人数	数()内は定数		1,1(1)	る公募区民委員割合の考え方	在 住	在 勤	在 学	年齢等	除外事由・消極要件(下段)	報	- c t	P	その他	抽 選	申込書	論 面文 接	その他	選考委員会
15	文京区景観づくり審 議会	住環境課	12年 7月	5	5 (	5) 20	25. 0	全体的なバランスを考慮	0	_		満20歳以上	区の景観形成に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に 区の審議会等の委員に2つ以上在 籍している者		— (		ツイッター			〇 1 次 次		0
16	文京区住宅政策審議会	住環境課	13年 10月	2	2 (	2) 25		全体のバランスを考慮し、区民 委員7人のうち、関係団体から の推薦5人、公募2人としてい る。	0	_	_	満18歳以上	住宅施策に関心がある者   区の審議会等の委員に2つ以上就 いている者		(					) ) (		0
17	文京区空家等対策審議会	建築指導課	29年7 月	3	3 (	3) 14	21.4	審議会の規模及び全体のバラン スを考慮した構成である。	0	0	0	満18歳以上	区の空家等対策施策に関心がある者 区職員、区議会議員又は就任時に 区の審議会等の委員に2つ以上就 いている者		— ((	0			O -	- C		0
18	文京区自転車活用推進計画等策定協議会	管理課	令和3 年4月	4	4 (	4) 20	20.0	全体的なバランスを考慮	0	0	0	満18歳以上	区の自転車活用及び自転車走行空間整備に関心がある者 区議会議員、区職員、応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者		— (	0			O -	_ C		0
19	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	23年 9月	5	5 (	5) 19	26.3	審議会等における区民公募委員 選出基準 (27文企企第559号) に 規定されている「公募委員の員 数の比率は、当該審議会等の全 委員数の25%以上とするよう努 める」に基づく。	0	0	0	満18歳以上	地球温暖化問題に関心がある者 ・文京区職員又は文京区議会議員 ・2以上の区の附属機関等の委員		— (		ツイッター	_	O -	_ C	作文	0
20	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	29年 9月	5	4	5) 13	30.8	審議会等における区民公募委員 選出基準 (27文企企第559号) に 規定されている「公募委員の員 数の比率は、当該審議会等の全 委員数の25%以上とするよう努 める」に基づく。	0	0	0	満18歳以上	区の生物多様性に関心がある者 ・ 文京区職員又は文京区議会議員 ・ 2以上の区の附属機関等の委員		— (					_ C	作文	0
21	文京区リサイクル清 掃審議会	リサイクル 清掃課	16年 12月	5	6 (	6) 19	31.6	審議会等における区民公募委員 選出基準 (15文企企第270号) に 規定されている「公募委員の員 数の比率は、当該審議会等の全 委員数の25%以上とするよう努 める」に基づく。	0	0	0	満18歳以上	清掃・リサイクル事業に関心がある者 区議会議員若しくは区職又は応募の時点で2つ以上の区の審議会等の委員である者		— (		ツイッター 区設掲示 板、LINE (課)		0 -			0

<sup>※</sup> 公募区民委員が25%以上の割合は47.6%(21団体中10団体)

# 資料4 行政委嘱委員・区政協力員等の調査

## 令和5年3月31日現在 企画課調査

	担当部 担当課	委員等の名称	根拠規程	人数	活動内容
企画政	策部	•			
	企画課	専門委員	専門委員の設置等に関する規則	1	基礎自治体としてより主体的で積極的な区政運営を推進するため、内外の情勢 に精通した広い視野から提言を行う。
		法律相談員	文京区法律相談運営要綱	20	法律問題全般に関する相談
	広報課	税務相談員	文京区税務相談設置運営要綱	10	税務問題全般に関する相談
		不動産相談員	文京区不動産相談取扱要綱	8	土地や建物などの不動産売買、賃借等に関する相談
	<i>八</i> 公平以1六	人権擁護委員	人権擁護委員法	8	人権侵害や身の上に関する相談
		行政相談委員	行政相談委員法	4	国、独立行政法人等国政に関する相談
		区民相談員	文京区行政情報センター設置要綱	5	区民等の日常生活及び区政に関する相談
総務部					
	防災課	消防団員	特別区における東京都の事務処理 の特例に関する条例	361	各種の防災活動、警戒活動及び区民への防火・防災意識の向上
	危機管理課	青色防犯パトロール隊員	文京区青色防犯パトロール実施要 綱	3	青色防犯パトロールの実施
	危機管理課	客引き行為等防止推進員	文京区客引き行為等防止指導員及 び文京区客引き行為等防止推進員 に関する要綱	52	<ul><li>①客引き行為の防止に関する広報及び啓発</li><li>②客引き行為をしていると認められる者に対する注意喚起</li></ul>
区民部					
	区民課	日赤婦人奉仕団員	文京区赤十字婦人奉仕団規約	33	献血及び地域奉仕(特養ホーム洗濯物たたみ等)活動、災害時救援品の引渡し等
		経営相談員	文京区経営相談室設置要綱	10	月曜日〜金曜日(国民の祝日及び12月29日〜1月3日を除く。)の9時30分〜16時30分に経営相談、融資あっせん審査その他中小企業指導育成に関する業務を行う。
	経済課	中小企業支援員	文京区中小企業支援員設置要綱	3	経営の安定や振興を図るため、中小企業支援員が区内企業を訪問し、企業の現 状や課題に合った国、都、区の中小企業向け支援施策の紹介や情報を提供し、 活用を促進する。
		消費生活相談員	文京区消費生活センター消費者相 談室運営要綱	5	月曜日〜金曜日(国民の祝日及び12月29日〜1月3日を除く。)の9時30分〜16時に商品・サービスに係る相談・苦情に対するアドバイス、消費生活向上に向けた啓発を行う。

アカデ	ミー推進部											
		スポーツ推進委員	スポーツ基本法、文京区スポーツ 推進委員に関する規則	22	区民に対し、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導・助言を行う。 地域におけるサークル・グループ等自主的組織を指導育成する。 行政機関や民間団体の開催するスポーツ行事・事業に関する企画及び運営協力 を行う。							
	スポーツ振興課		文京区学校施設におけるスポーツ 交流ひろばの実施に関する規則	178	生涯スポーツの普及及びコミュニティの育成を目的として、区内小中学校を開放しているスポーツ交流ひろば事業における実技指導・管理運営等を行っている。							
		スポーツリーダー	文京区スポーツ推進委員・スポー ツリーダー地域派遣要綱	34	地域におけるスポーツ愛好者の団体やスポーツの振興を目的とするグループに 対し、スポーツの実技指導を行う。							
福祉部	福祉部											
		民生委員・児童委員	民生委員法 民生委員法施行令	140	地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方の調査、相談及び援助活動を行う。福祉関係の行政機関と協働し、問題が起こったときは、速やかに連絡を取り合う等のパイプ役として活動する。							
	福祉政策課		東京都民生・児童委員協力員事業 実施要綱、文京区民生・児童委員 協力員事業実施要領	2	地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、一 緒に活動することで、地域の安全・安心を高め、地域福祉力の向上を図ること を目指す。							
	高齢福祉課	高齢者・身体障害者家庭 「話し合い員」	文京区高齢者・身体障害者家庭 「話し合い員」制度実施要綱	34	一人暮らしの高齢者等のご自宅を定期的に訪問し、話し相手となって孤独感や 不安感を和らげ、合わせて安否の確認等を行う。							
	日   日	救急通報協力員	文京区高齢者救急直接通報システ ム事業運営要綱	4	救急通報システム利用者が専用通報器により消防庁へ通報したときに、消防庁からの要請により、鍵を開ける等の協力を行う。							
		手話通訳者	手話通訳者派遣事業実施要綱	26	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者から手話通訳者の派遣希望があったとき に、手話通訳者(区登録済)として活動する。							
	障害福祉課	身体障害者相談員	身体障害者福祉法	5	身体障害者の①地域活動の推進、②更生援護に関する相談・指導、③関係機関に対する協力。身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動等							
		知的障害者相談員	知的障害者福祉法	4	知的障害者の①家庭における養育、生活などに関する相談・指導・助言、②施設入所、就学、就職などに関する関係機関への連絡。知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動等							
子ども	子ども家庭部											
	子ども宏応支操セン	文京区子どもの最善の利益を守る法律専門相談員	文京区子どもの最善の利益を守る 法律専門相談運営要綱	6	養育費等、子どもの利益を守るための法律的な相談							
	子ども家庭支援セン ター	(仮称)文京区児童相談 所運営計画検討委員会	(仮称)文京区児童相談所運営計 画検討委員会設置要綱	6	「(仮称)文京区児童相談所運営計画(案)」の策定、その他区長が必要があると認めた事項に関して検討を行うこと。							
	<u> </u>				!							

保健衛	生部										
		動物の飼養指導員	文京区動物の飼養指導員及び犬猫 の正しい飼い方普及員設置要綱	14	動物に関する専門的知識を有する立場から、動物の飼養管理等について相談を 受け助言指導する。						
	生活衛生課		文京区動物の飼養指導員及び犬猫 の正しい飼い方普及員設置要綱	28	犬猫の正しい飼い方について、保健所と協力し、飼い主のマナー等普及啓発を する。						
			食品衛生法、文京区食品衛生推進 員設置要綱	12	①食品営業者から食品衛生に関する相談に応じ、助言等を行う。②保健衛生部長が開催する食品衛生推進会議に参加する。③区が実施する食品衛生に関する普及啓発活動に協力する。④地域の食品衛生に関する情報を収集する。						
都市計											
	住環境課	景観アドバイザー	文京区景観アドバイザー設置要綱	4	景観まちづくり施策の一層の推進を図ることを目的に、景観形成に関する専門 的な助言を行う。						
会計管	会計管理室										
	会計管理室	公金管理アドバイザー	文京区公金管理運用委員会設置要綱	1	会計管理者が管理する公金の安全な管理及び効率的な運用を図ることを目的 に、必要な助言を行う。						
教育推	進部										
	教育総務課	青少年委員	文京区教育委員会青少年委員に関 する規則	30	学校支援を中心に、学校、PTA,家庭、地域、行政のパイプ役として、また、地域の青少年教育のトータルコーディネーターとして活動している。						
	真砂中央図書館	ライブラリーパートナー	文京区立図書館ボランティア活動 実施要綱	個人62 団体 9	児童サービスとしておはなし会の実演や会場での誘導・整理、障害者サービス として対面朗読、図書館資料の音訳・点訳、また、書架整理及び本の修理等を 行っている。						
選挙管	選挙管理委員会										
	選挙管理委員会事務局	投票管理者・投票立会人	公職選挙法、同法施行令		投票管理者は、選挙ごとに置かれ、その投票に関する事務を行う(26投票所×1人)。 投票立会人は、投票事務の執行について、公正に行われるように立ち会う(2 6投票所×6人)。						
		明るい選挙推進委員		125	明るい選挙推進運動の一環として、選挙時の棄権防止や投票日の周知、経常時 の政治、選挙に関する意識の向上等の啓発を行っている。						